

平成22年度

御嵩町環境汚染総合調査結果報告書



可児郡御嵩町

財団法人岐阜県公衆衛生検査センター

第1章 河川定期水質調査



はじめに

私たちのまち御嵩町は、恵まれた自然にいだかれ、緑豊かなまちとして発展をしてきました。

過去400年間、まちの東西を走る中山道が軸となって栄えてきましたが、今やまちを南北に貫く「東海環状自動車道」が開通し、東西南北を結ぶ、「十字路のまち」となり、交通アクセスにも恵まれ、さらに国道21号バイパスも今年度開通したことから文字どおり、東西南北の「ひと・もの・文化」が融合するまちへと変化し、今後一層の発展・飛躍が期待できるようになりました。

平成18年度には、第4次総合計画がスタートし「ひと・みどり・ものづくり」をキーワードに、「安心・安全」のまち、「いきいき十字路タウンみたけ」を目指し自然環境との調和を図ったまちづくりに取り組んでいます。

また、地球環境保護の世紀への時代の転換期にあたり、町の特性である自然と人間の資源を活かしつつ、先人たちから受け継いだ豊かな環境を後世に引き継いでいくよう努めなければなりません。この認識のもと、町、事業者、町民が一体となって、良好な環境の創造に取り組むことにより「安心して暮らせる町」を目指すために制定した「環境基本条例」に基づき、「循環」「共生」「参加」を基本とし良好な環境保全と快適な環境の創造を実現していくための具体的な実施方向を定めた環境基本計画も策定しています。

町では、従来から環境の状況を総合的に調査し、現状を把握することによって、緑豊かな、魅力的な私たちの町の環境を守るために指標とするため、継続的な調査を行ってきました。

本年度は、河川定期水質調査をはじめ、河川農薬、名水水質及び土壌汚染の各調査を実施しました。

これら調査結果をとりまとめましたので、是非、ご一読ください。

平成23年3月

御嵩町長 渡辺公夫

目 次

第1章 河川定期水質調査	1
1 調査期日	1
2 調査場所	1
3 調査項目及び分析方法	2
4 調査結果	5
5 まとめ	18
第2章 河川農薬調査	23
1 調査期日	23
2 調査場所	23
3 調査項目及び分析方法	23
4 調査結果	25
5 まとめ	31
第3章 名水水質調査	33
1 調査期日	33
2 調査場所	33
3 調査項目及び分析方法	33
4 調査結果	35
5 まとめ	38
第4章 土壤汚染調査	39
1 調査期日	39
2 調査場所	39
3 調査項目及び分析方法	39
4 調査結果	41
5 まとめ	44
第7章 総括	45

資料編 1 結果詳細 河川水質調査

河川農業調查

2 環境用語集

第1章 河川定期水質調査

御嵩町は、北端部を流れる木曾川、中央部を東西に流れる可児川など8つの一級河川が流れています。その中で可児川は、御嵩町の中心部を通り、南北両方向から多くの支流が流れ込んでいるため、住民の生活排水、工場排水、農業排水などによる御嵩町内での水質の変化の情況を最も反映すると思われます。

可児川本流及びその支流については、昭和49年度以降、毎年「河川定期水質調査」を実施しています。本年度も河川定期水質調査を年4回実施し、このうちの2回については、有害物質調査も実施しました。

1 調査期日

(1) 河川定期水質調査

平成22年 6月11日

平成22年 8月 4日

平成22年11月 5日

平成23年 2月 4日

(2) 有害物質調査

平成22年 8月 4日

平成23年 2月 4日

2 調査場所

河川定期水質調査は、表1-1に示す計10地点で実施しました。可児川本流については、図1-1に示す「上流」、「中流」及び「下流」の3地点、支流については図1-2に示す7地点について調査を実施しました。

また、有害物質の調査地点は表1-2に示す地点で実施し、図1-1に併せて示しました。

表1-1 河川定期水質調査地点

区分		地点 No.	地点名
可児川本流	上流域	No.1	鬼岩公園内
支流		No.2	津橋川
支流		No.3	切木川
支流		No.4	平芝川
可児川本流		No.5	木下橋
支流		No.6	唐沢川
支流		No.7	真名田川
支流		No.8	比衣川
支流		No.9	山田川
可児川本流	下流域	No.10	石森橋

表1-2 有害物質調査地点

可児川本流	野崎橋
-------	-----

3 調査項目及び分析方法

(1) 調査項目

pH、DO、BOD、COD、SS、全窒素、全リン、大腸菌群数及び陰イオン界面活性剤(ABS)の9項目について実施しました。

8月調査及び2月調査では、カドミウム等の有害物質26項目についても調査を実施しました。

(2) 分析方法

環境庁告示第59号(S46.12.28)及びJIS K 0102に基づき実施しました。

岐阜県郡御嵩町全図

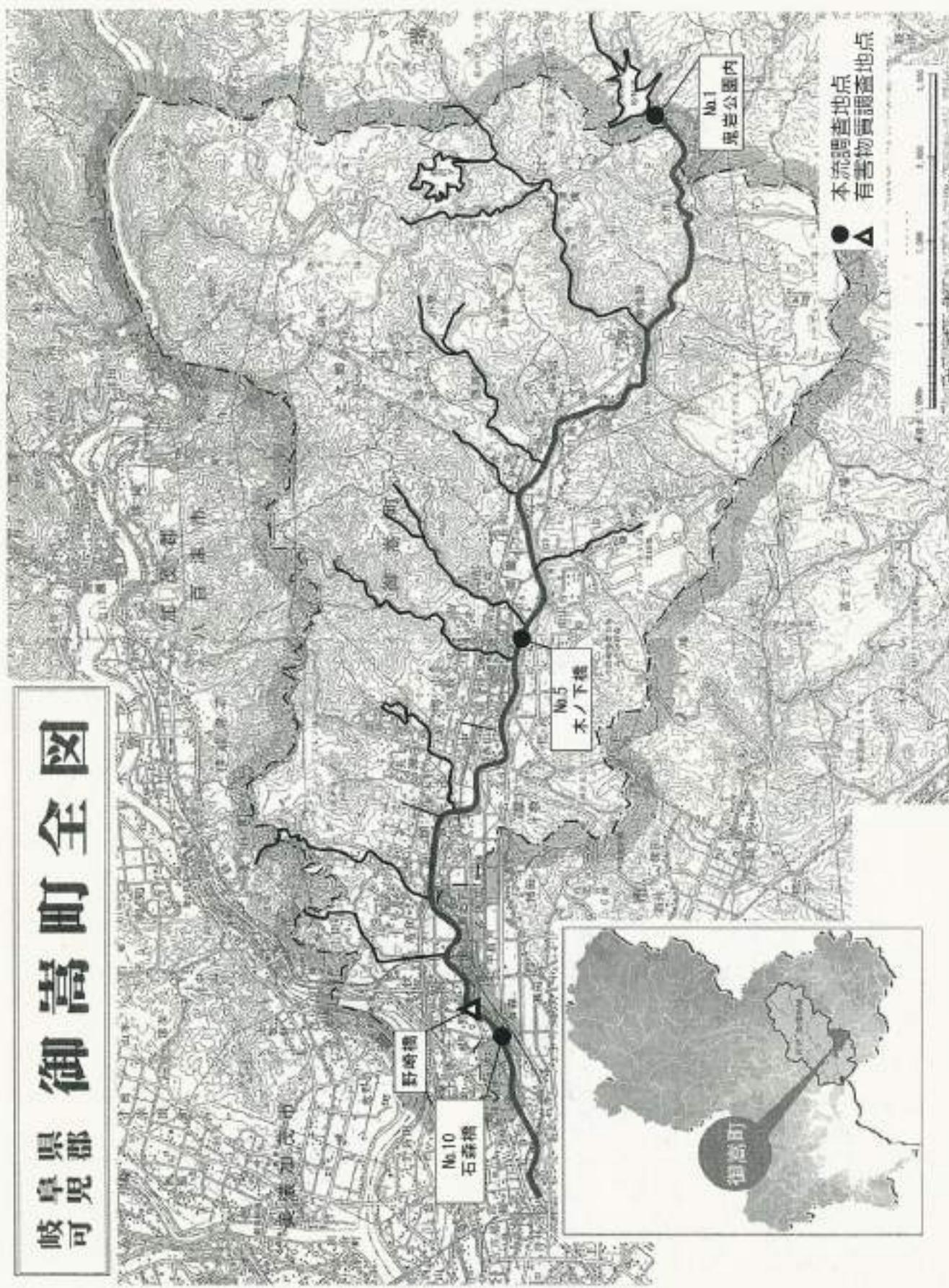


図 1-1 本流調査地点図

岐阜県郡御嵩町全図



図 1-2 支流調査地点図

4 調査結果

河川の水質については、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、「水質汚濁に係る環境基準」が定められています。「水質汚濁に係る環境基準」には、「人の健康の保護に関する基準（有害物質）」と「生活環境の保全に関する基準」があり、資料編で示すとおりです。

「人の健康の保護に関する基準（有害物質）」は、全国一律の基準値が設定されていますが、「生活環境の保全に関する基準」は、主要な河川について水の利用目的、水質汚濁の状況などにより「水域の類型指定」がなされており、指定された類型により基準値が異なります。

可児川は、水質汚濁に係る環境基準の「水域の類型指定」がされており、可児市の鳥屋場橋までの水域がB類型、その下流はC類型に指定されています。したがって御嵩町を流れる水域は、「B類型の基準」が適用されます。また、支流については、類型指定を受けていませんが、可児川のB類型の区域に合流しているため「B類型の基準」を当てはめて評価しました。

本流及び支流における「生活環境項目の水質調査結果」の年間平均値は、表1-3及び表1-4に示すとおりです。なお、調査日ごとの水質調査結果及び有害物質の調査結果は、資料編に掲載してあります。



▲pH自動分析装置



▲BOD測定の様子



▲COD自動分析装置



▲SS測定の様子

表1-3 可児川本流定期水質調査結果の平均値

地点番号	採水場所	水域類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)
No.1	鬼岩公園内	B	7.2	11	0.8	4.5
No.5	木ノ下橋		7.6	11	1.0	4.2
No.10	石森橋		7.8	11	1.0	4.1
平均			7.5	11	0.9	4.3
(最小～ 最大)			(7.2 ~ 7.8)	(11 ~ 11)	(0.8 ~ 1.0)	(4.1 ~ 4.5)

注1) BOD及びCODは75%値*です。

表1-4 可児川支流定期水質調査結果の平均値

地点番号	採水場所	水域類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)
No.2	津橋川	(B)	7.3	11	0.5未満	3.4
No.3	切木川		7.2	11	1.0	3.3
No.4	平芝川		7.8	11	1.6	5.9
No.6	唐沢川		7.0	9.9	1.1	2.9
No.7	真名田川		7.4	11	1.1	5.0
No.8	比衣川		6.8	8.5	0.7	5.0
No.9	山田川		8.1	11	0.9	4.5
平均			7.4	10	1.0	4.3
(最小～ 最大)			(6.8 ~ 8.1)	(8.5 ~ 11)	(0.5未満 ~ 1.6)	(2.9 ~ 5.9)

注1) BOD及びCODは75%値*です。

* 100組のデータを小さい順に並べたときの第75番目の値のことです。したがって、4回の調査の時は小さい方から3番目の値となります。

SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	大腸菌群数 MPN/100ml	陰イオン 界面活性剤 (mg/L)
4	0.84	0.026	1.4×10^4	0.03
3	0.78	0.054	4.6×10^4	0.04
4	0.76	0.075	5.8×10^3	0.02
4	0.79	0.052	2.2×10^4	0.03
(3 ~ 4)	(0.76 ~ 0.84)	(0.026 ~ 0.075)	(5.8×10^3 ~ 4.6×10^4)	(0.02 ~ 0.04)

SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)	大腸菌群数 MPN/100ml	陰イオン 界面活性剤 (mg/L)
3	0.50	0.026	6.9×10^3	0.02
15	0.83	0.096	2.9×10^4	0.03
6	1.5	0.14	2.9×10^3	0.03
6	0.70	0.070	1.5×10^4	0.03
6	0.75	0.11	3.8×10^4	0.05
2	0.95	0.12	8.7×10^3	0.03
3	0.54	0.058	2.8×10^4	0.04
6	0.82	0.089	2.2×10^4	0.03
(2 ~ 15)	(0.50 ~ 1.5)	(0.026 ~ 0.14)	(6.9×10^3 ~ 3.8×10^4)	(0.02 ~ 0.05)

(1) pH

B類型の河川の環境基準値は、「6.5~8.5」です。

本流… 平均値は、7.2~7.8の範囲にあり、環境基準値を満たしていました。中流の2月及び下流の6月の測定値がややアルカリ性になり、平均値を比較しても、下流ほどややアルカリ性になる傾向が見られました。

支流… 山田川の2月の測定値が9.0で、環境基準値を満足しませんでしたが、その他の値は環境基準値を満たしていました。山田川も平均値は、8.1となり、環境基準を満たしていました。しかし、他の河川と比較すると、ややアルカリ性であり、4回の調査結果の変動が大きいという特徴がありました。

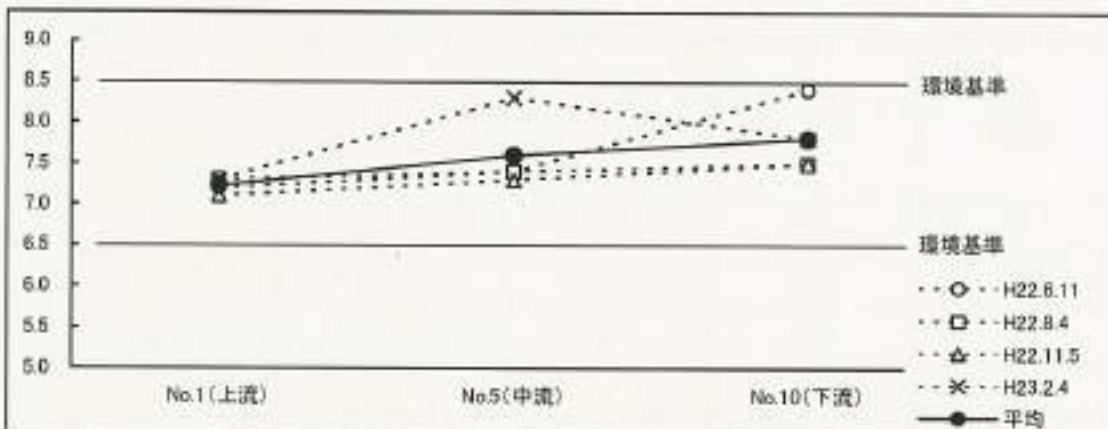


図1-3 可児川本流のpHの地点変動

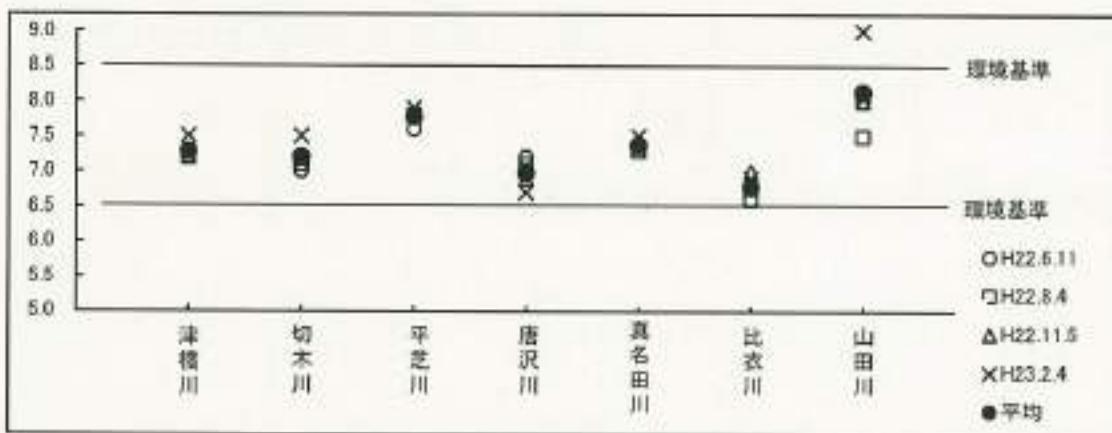


図1-4 可児川支流のpHの地点変動

(2) DO (溶存酸素)

B類型の河川の環境基準値は、「5 mg/L 以上」です。

本流… 平均値は、上流、中流、下流、全て 11 mg/L であり、環境基準値を満たしていました。4 回の調査を比較すると、2 月に高い値になり、8 月は低い値になりました。これは、水温が低いほど、酸素が溶け込みやすいためと考えられます。

支流… 平均値は、8.5 mg/L ~ 11 mg/L の範囲にあり、本流と同様に、全ての河川で環境基準値を満たしていました。支流も 2 月は高い値となり、8 月は低い値になりました。支流の河川を比較すると、比衣川がやや低い値となる傾向がありました。

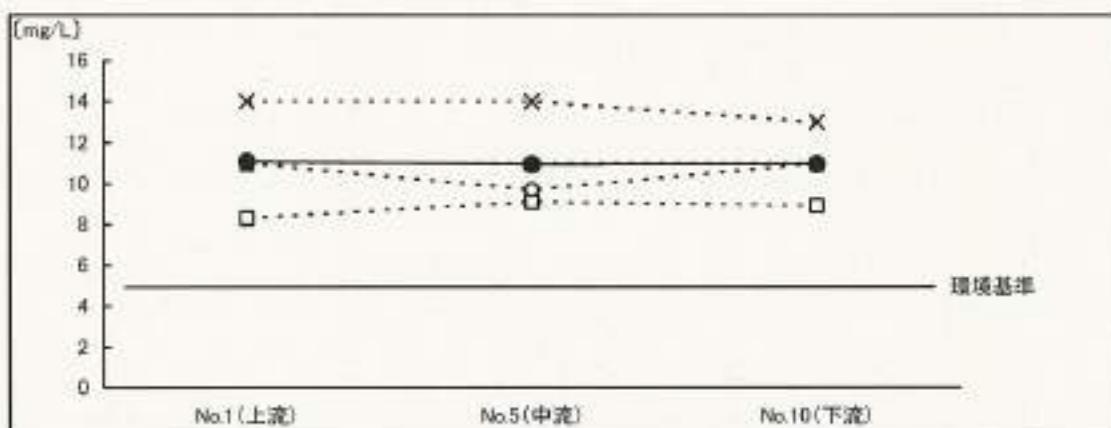


図1-5 可児川本流のDOの地点変動

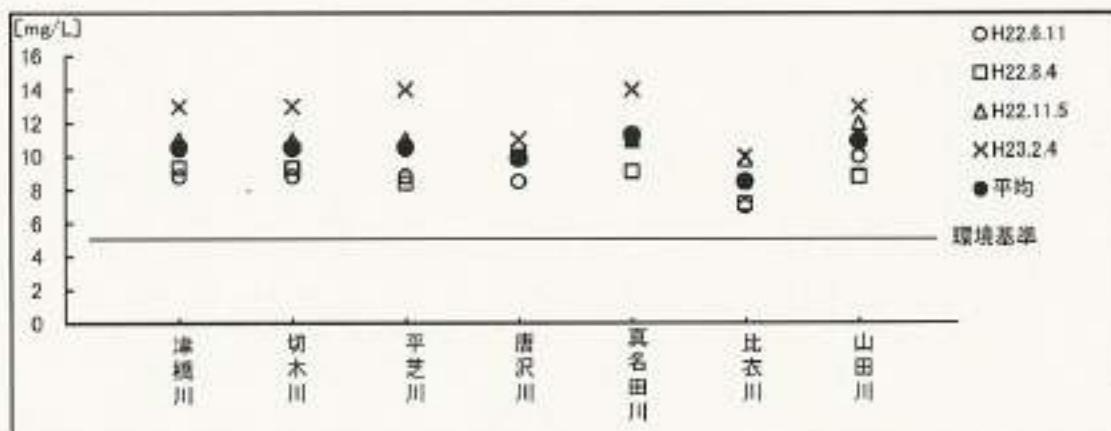


図1-6 可児川支流のDOの地点変動

(3) BOD(生物化学的酸素要求量)

B類型の河川の環境基準値は、「3mg/L以下」です。BODの水質の評価は、年間の調査結果の75%値*を用いて行います。

* 100個のデータを小さい順に並べたときの第75番目の値のことです。したがって、4回の調査の場合は、小さい方から3番目の値となります。これは、年間で基準値適合のデータが75%以上必要であることを意味しています。

本流… 75%値で0.8mg/L～1.0mg/Lの範囲にあり、環境基準値を満たしていました。上流から下流にかけての変動は小さく、良好な結果でした。4回の調査を比較すると11月は低い値となる傾向がありました。

支流… 75%値で0.5mg/L～1.6mg/Lの範囲にあり、環境基準値を満たしており、本流と同様に良好な結果でした。平芝川は、2月が2.2mg/Lでありやや高く、平均値も他の地点と比較するとやや高い値となりました。

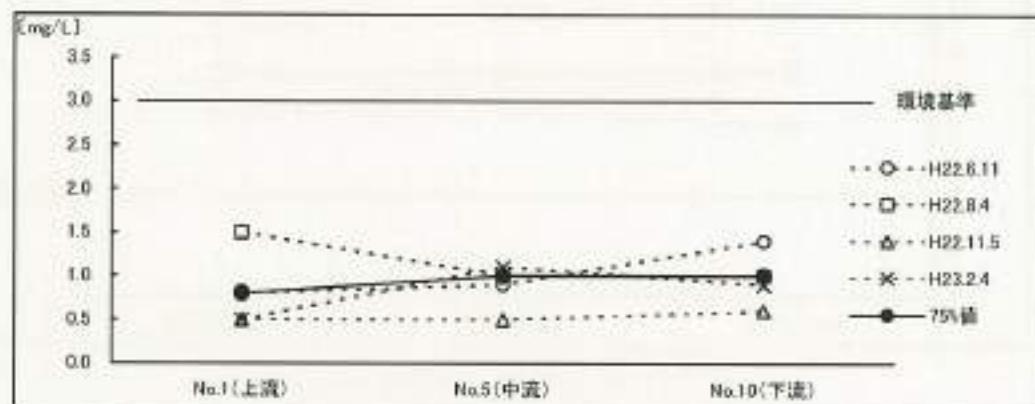


図1-7 可児川本流のBODの地点変動

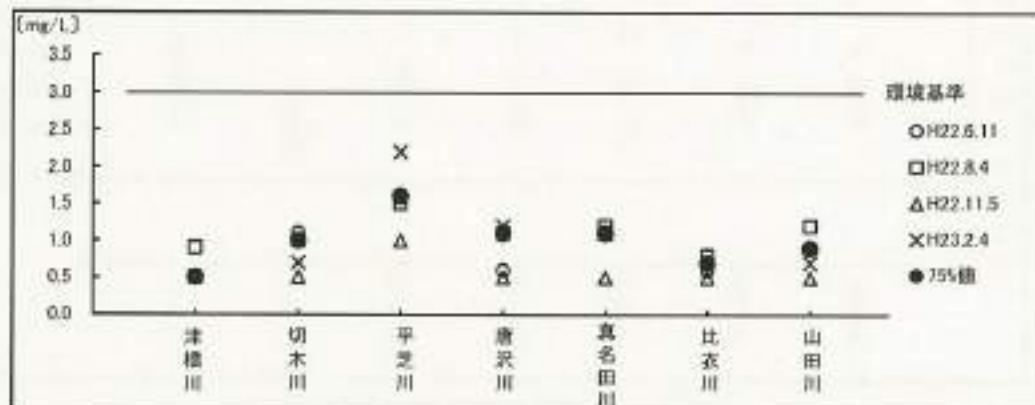


図1-8 可児川支流のBODの地点変動

(4) COD(化学的酸素要求量)

CODは、「河川の生活環境の保全に関する環境基準」に定められていますが、「農業用水基準」では、水稻に被害を与えない限度濃度として「6 mg/L以下」と基準値が定められており、資料編に掲載します。また、「伊勢湾総量規制地域内の特定事業場排水」にはCODの総量規制基準値が定められています。

本流… 75%値で4.1 mg/L～4.5 mg/Lの範囲にあり、いずれの地点も農業用水基準を満たしていました。6月、8月がやや高い値となり、11月、2月は低い値となる傾向がありました。

支流… 75%値で2.9 mg/L～5.9 mg/Lの範囲にあり、いずれの地点も農業用水基準を満たしていました。地点別に比較すると、平芝川はやや高い値であり、2月が6.6 mg/Lとなり農業用水基準を超過しました。また、切木川の6月は、7.0 mg/Lであり、やや高い値となりましたが、これは、田植えの代播きの水が流れ込んだためと思われます。

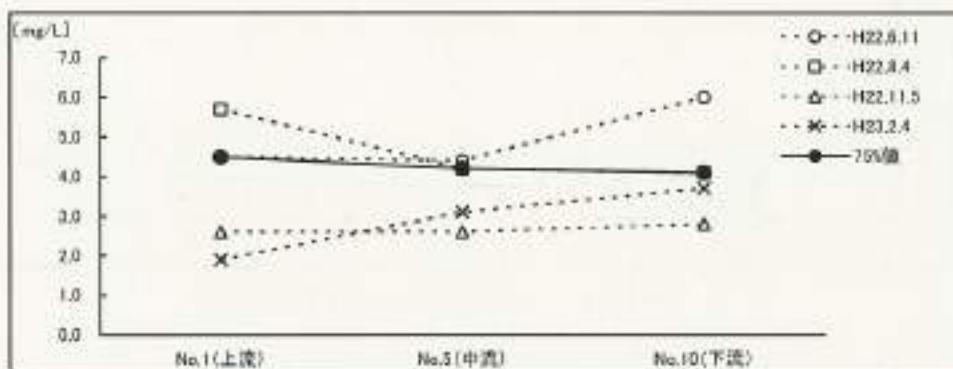


図1-9 可児川本流のCODの地点変動



図1-10 可児川支流のCODの地点変動

(5) SS(浮遊物質)

B類型の河川の環境基準値は、「2.5 mg/L 以下」です。

本流… 平均値で3 mg/L～4 mg/L の範囲にあり、環境基準値を満足していました。上流から下流にかけての変動は少なく、良好な結果でした。

支流… 平均値で2 mg/L～15 mg/L の範囲にあり、本流と同様に、全ての河川で環境基準値を満たしていました。切木川の6月の値は、51 mg/L であり、環境基準を超過しましたが、これは、BODと同様に、田植えの代掻きの水が流れ込んだためと思われます。そのため、切木川の平均値は他の地点より高い値となりました。6月の値を除けば、2 mg/L～3 mg/L の範囲にあり、良好な値となりました。

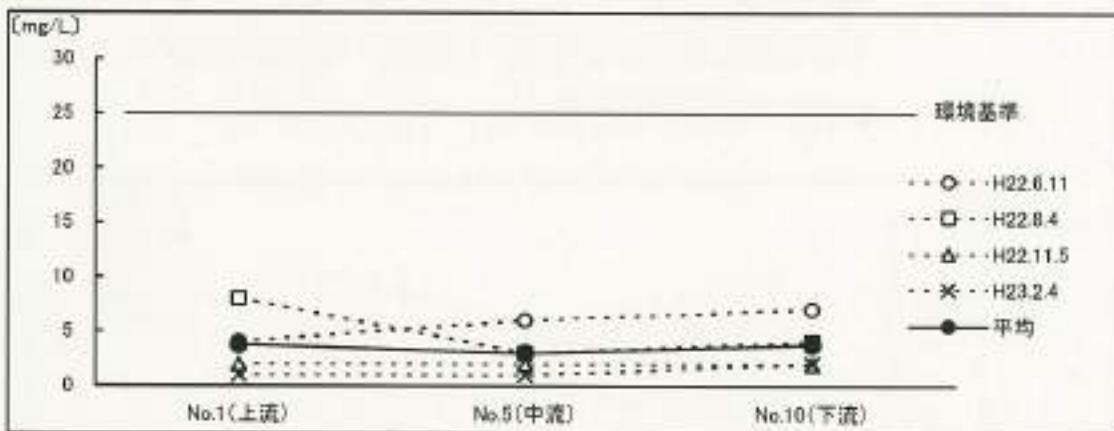


図1-11 可児川本流のSSの地点変動

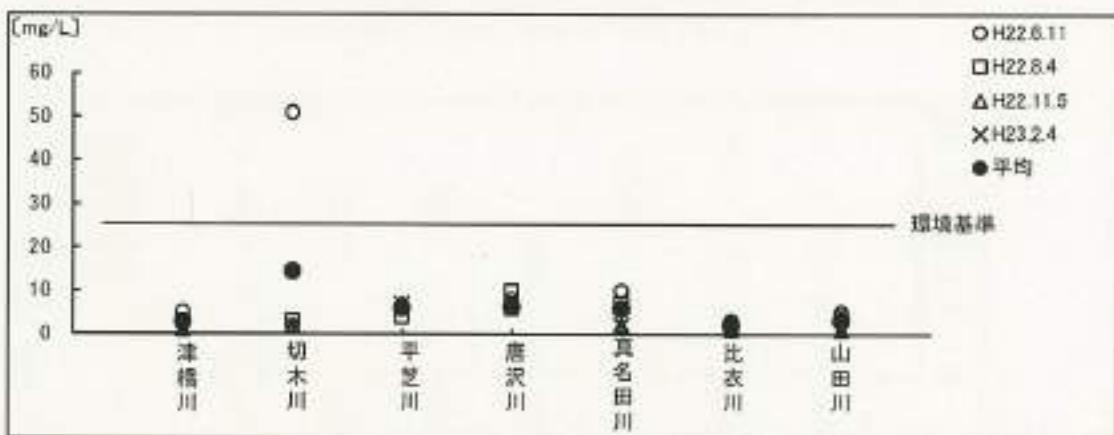


図1-12 可児川支流のSSの地点変動

(6) 全窒素 (T-N)

全窒素は、「河川の生活環境の保全に関する環境基準」に定められていますが、「農業用水基準」には、「1.0 mg/L 以下」と定められています。

本流… 平均値で 0.76 mg/L ~ 0.84 mg/L の範囲にあり、農業用水基準を満足していました。上流から下流にかけての変動は、平均値では認められませんが、上流は調査結果の変動が大きいとう傾向がありました。

支流… 平均値で 0.50 mg/L ~ 1.5 mg/L の範囲でした。平芝川の 2 月の値が 2.2 mg/L であり、やや高い値となつたため、平均値も高くなり、農業用水基準を超過しました。その他の河川は、農業用水基準を満たしていました。

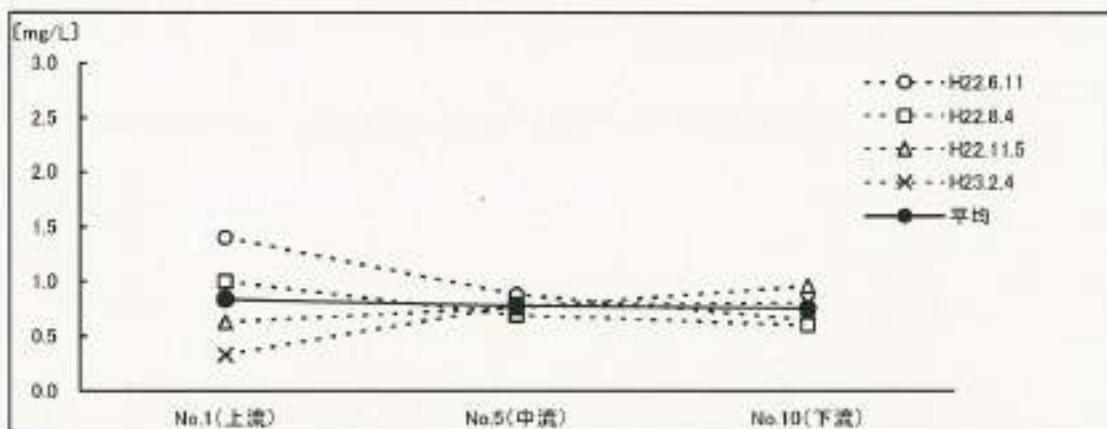


図1-13 可児川本流の全窒素の地点変動

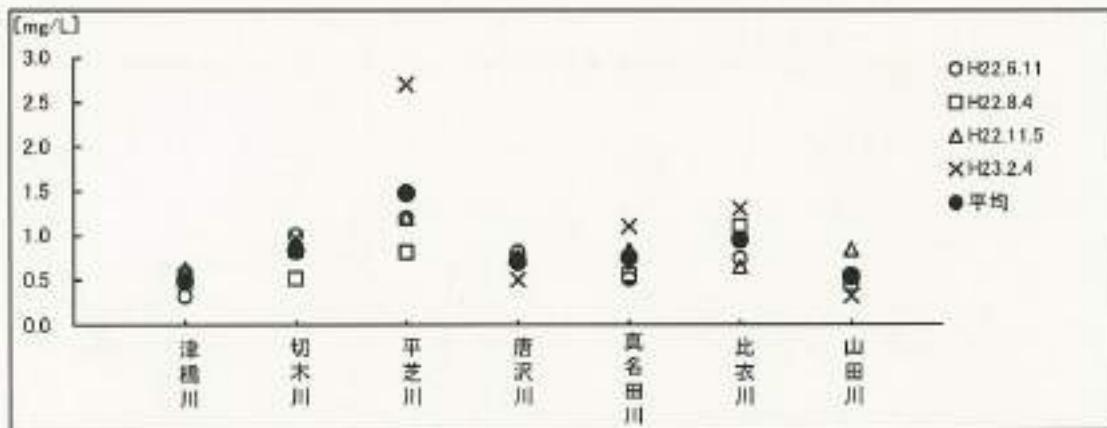


図1-14 可児川支流の全窒素の地点変動

(7) 全リン(T-P)

全リンは、「河川の環境基準」及び「農業用水基準」の項目に定められていませんが、「湖沼及び海域の生活環境の保全に関する環境基準」には、類型ごとに、湖沼は「0.005~0.10 mg/L」、海域は「0.2~0.9 mg/L」という基準値が定められています。また、「特定事業場の排水」には「16 mg/L(日間平均8 mg/L)」という許容限度が示されています。

本流… 平均値で0.026 mg/L~0.075 mg/L の範囲でした。4回の調査のすべてで、上流から下流にかけて高くなるという傾向がみられました。

支流… 平均値で、0.026 mg/L~0.14 mg/L の範囲でした。切木川の6月の値が0.23 mg/L とやや高い値となりましたが、これもSS 及びBOD と同様に、田植えの代掻きの水が流れ込んだ影響が考えられます。河川間で比較すると、平芝川は、全ての調査日で、やや高く、真名田川及び比衣川は、時期によってはやや高くなる傾向がありました。

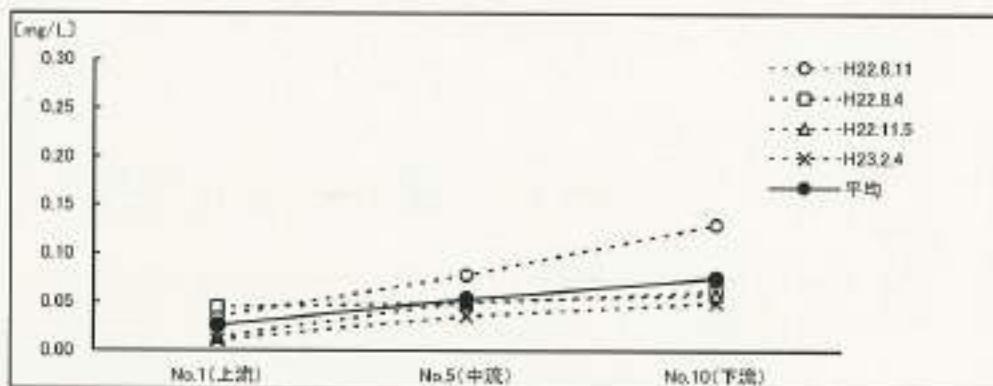


図1-15 可児川本流の全リンの地点変動

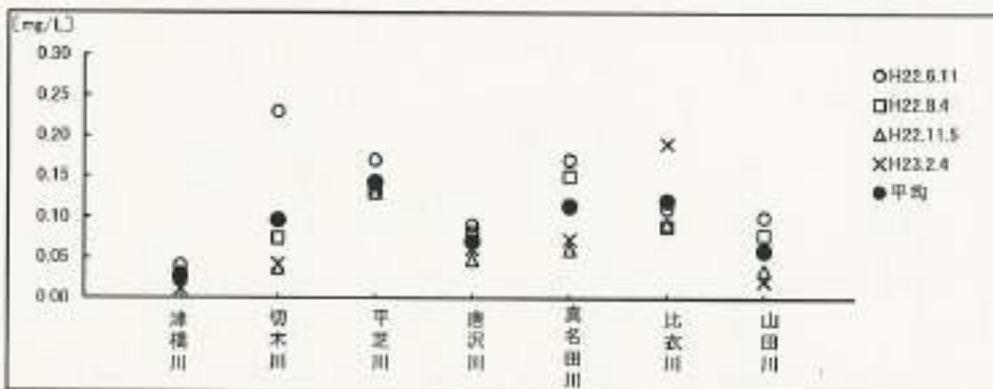


図1-16 可児川支流の全リンの地点変動

(8) 大腸菌群数

B類型の河川の環境基準値は、「5,000MPN/100ml以下」です。

本流… 平均値では5,800~46,000MPN/100mlの範囲にあり、3地点とも環境基準値を超過しました。気温の高い6月、8月に大腸菌群数が高い値となる傾向がみられ、11月、2月は低い値になりました。上流から下流にかけての変動は、8月を除き、中流が高い値となる傾向がみられました。

支流… 平均値では、6,900~38,000MPN/100mlの範囲にあり、全ての地点で環境基準値を超過していました。本流と同様に6月、8月に高くなり、11月、2月に低くなる傾向が見られました。支流間での大きな差は見られませんでした。

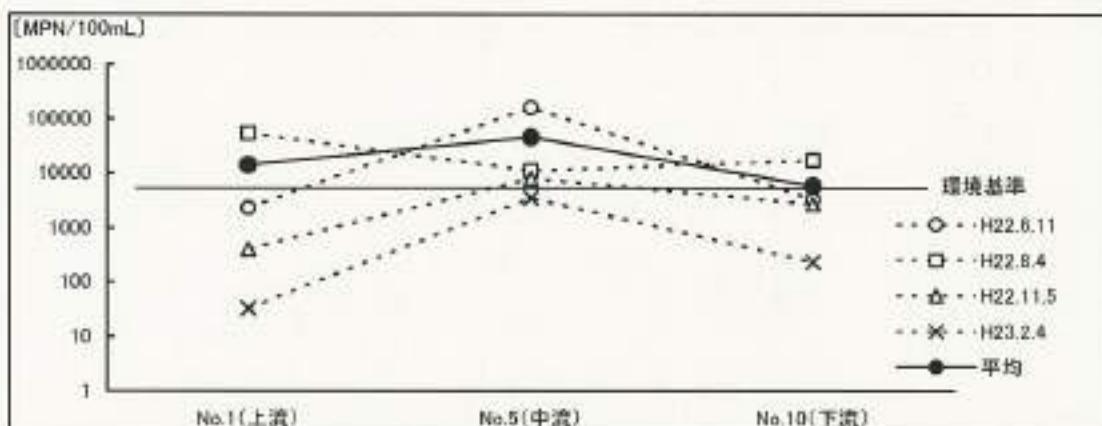


図1-17 可児川本流の大腸菌群数の地点変動



図1-18 可児川支流の大腸菌群数の地点変動

(9) 隕イオン界面活性剤 (A B S)

隕イオン界面活性剤は、「河川の環境基準」及び「農業用水基準」に定められていませんが、「水産用水基準」では、水産の生産基盤として水域の望ましい水質条件として、「検出されないこと」とされています。また、「飲料水の水質基準」は「0.2 mg/L 以下」と定められています。

本流… 平均値で、0.02 mg/L～0.04 mg/L の範囲にあり、良好な結果でした。中流域では、2月に0.08 mg/L とやや高い値となり平均値も中流域で高い値となりましたが、その他の調査日では、上流から下流にかけての変動は、あまりみられませんでした。

支流… 平均値で、0.02 mg/L～0.05 mg/L の範囲にあり、良好な結果でした。8月の真名田川が0.07 mg/L、8月の山田川が0.06 mg/L であり、やや高い値となりました。

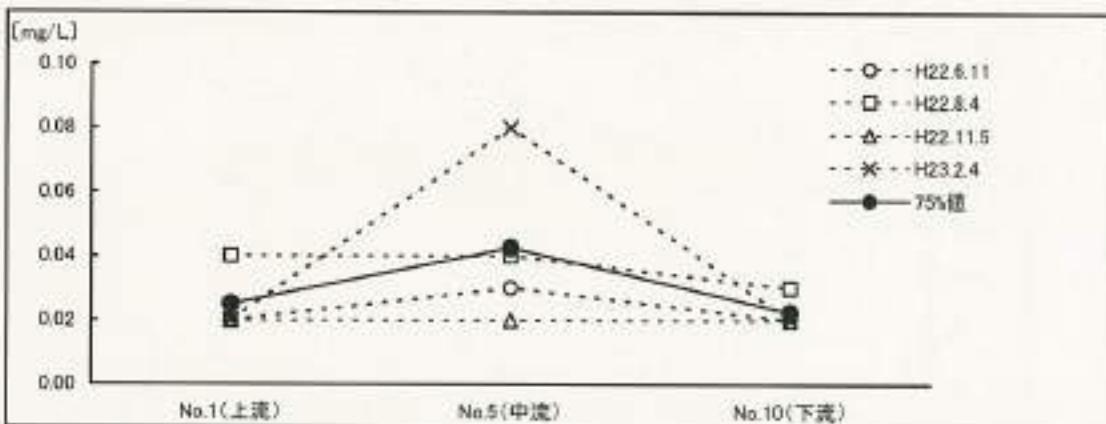


図1-19 可児川本流のABSの地点変動

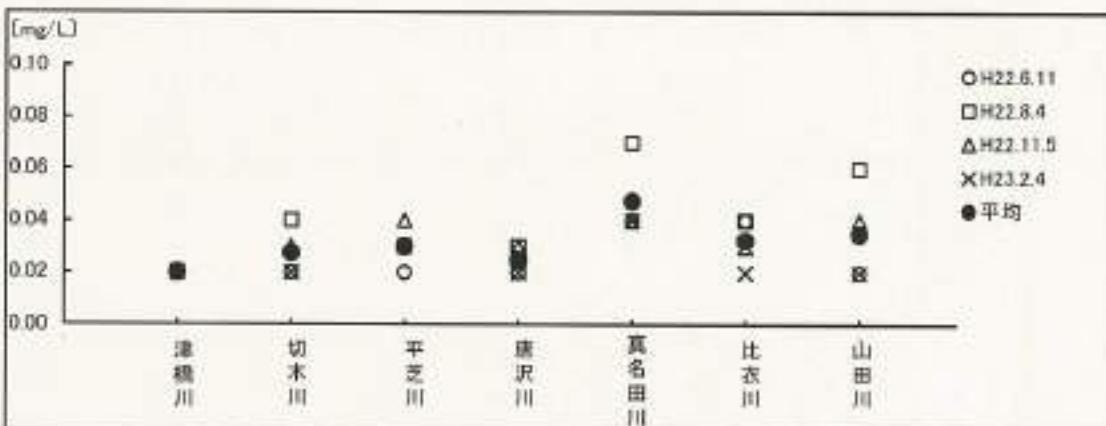


図1-20 可児川支流のABSの地点変動

(10) 有害物質

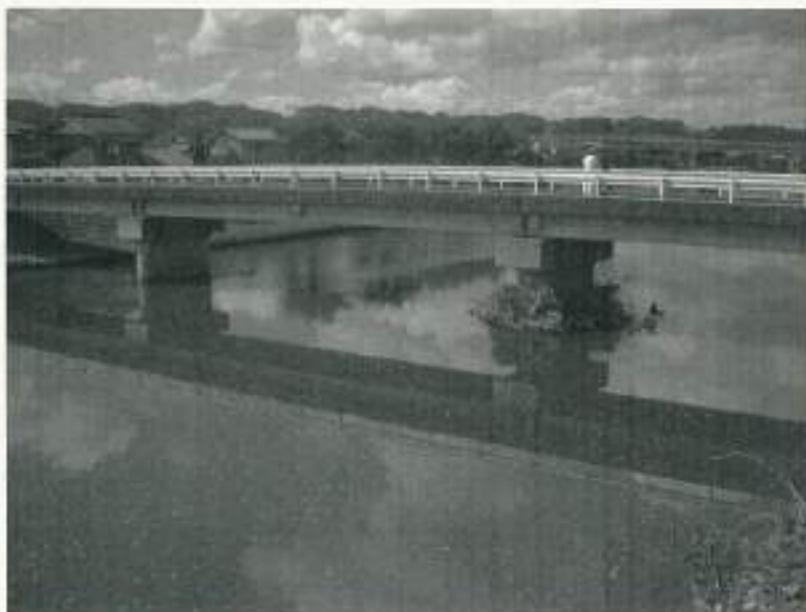
水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた項目をいい、カドミウム等など重金属類を含め26項目^{*}が定められています。

可児川本流の野崎橋で、8月及び2月に調査を実施した結果、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素が検出されましたが、表1-5に示すとおり、全て基準値未満であり、良好な結果でした。詳細な調査結果は、資料編に掲載してあります。

* 平成21年11月30日に基準が改定され、1,4-ジオキサンが追加になり、現在27項目が設定されています。

表1-5 有害物質調査結果（調査地点：野崎橋 検出成分のみ）

項目	基準値	8月	2月
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	0.32 mg/L	0.50 mg/L
ふっ素	0.8 mg/L 以下	不検出	0.1 mg/L
ほう素	1 mg/L 以下	0.03 mg/L	0.06 mg/L



可児川本流 野崎橋

5 まとめ

御嵩町を流れる可児川本流及びその支流について、昨年度と同様に年4回調査を実施しました。御嵩町内の可児川本流は、「B類型の基準値」が適用されます。また、支流については、類型指定を受けていませんが可児川のB類型の区域に合流しているため、「B類型の基準」を当てはめて評価しました。

(1) 可児川本流

調査の結果、pH、DO、BOD及びSSは基準値を満たしていましたが、大腸菌群数は、すべての地点で基準値を超過していました。

COD、全窒素、全リン及び陰イオン界面活性剤は、河川の環境基準の項目に定められておらず、基準値もありませんが、特別に高い値はなく良好な結果でした。

大腸菌群数の基準値超過については、全国的にも同様の傾向が認められており、当町に限ったことではありません。大腸菌群数は、人や動物の排泄物による汚染の指標とされていることから、その対策としては、下水道などの生活雑排水処理施設の整備が考えられます。また、大腸菌群数は土壌中など自然界に広く存在し、気温や降雨などの気象条件によって測定値が大きく変化するという特徴もあることから、対策が困難な部分もあり、現状では基準値を満足するのは難しい状況にあります。

上流から下流にかけての変動をみると、ほとんどの項目で、変動は少なく良好な結果となりました。しかし、pHについては、下流に向かうほどややアルカリ性となり、全リンについても、低い値ではありますが、下流に向かうほど高くなる傾向がみられました。そのため、御嵩町内で水質に影響を与えていた可能性があり、今後も監視が必要です。

pHの上昇は、過去の可児川本流調査でも確認されています。原因は断定できませんが、一般に、藻類が繁殖すると、藻類が光合成を行うため水中の二酸化炭素が減少し、pHが上昇するという報告があります。また、生活雑排水中にアルカリ性の洗剤が含まれていた可能性も考えられます。

全りんは、「富栄養化」の指標とされています。洗剤、肥料、食料品などに含まれているので、生活雑排水や農業排水などの影響により、やや上昇する傾向が確認されたと考えられます。

本年度調査を行った3地点の年間平均値の経年変化は、図1-21～図1-24に示すおとります。pH、DO及びBODは、過去6年間とも変動は少なく環境基準を達成しています。SSは、平成20年の松野湖浚渫の影響で、鬼岩公園内の値がやや高くなっていますが、過去6年間、全ての地点で環境基準を達成しています。大腸菌群数は、平成17年以降、下降傾向にありました。本年度は木ノ下橋でやや高い値となりました。

一方、有害物質調査の結果は、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素が検出されました。全て基準値以下の低い値であり、良好な結果でした。

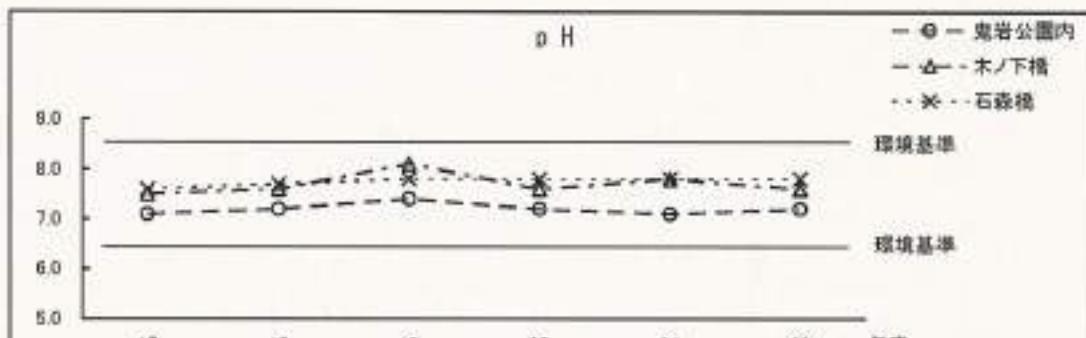


図1-21 pHの経年変化（可児川本流）

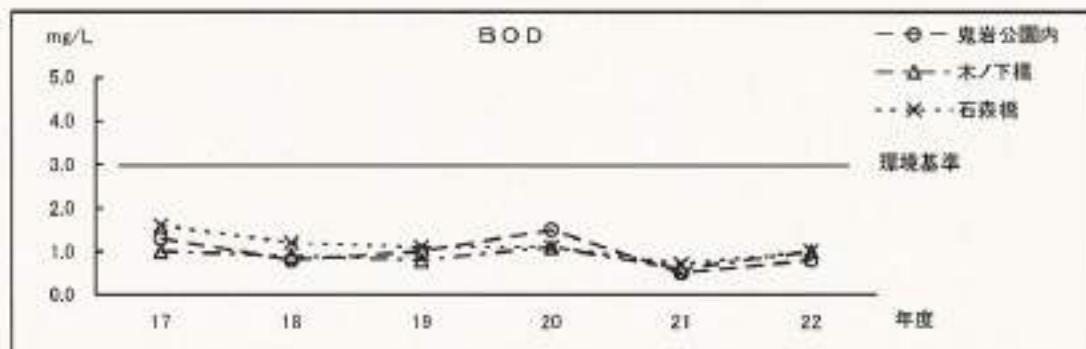


図1-22 BODの経年変化（可児川本流）

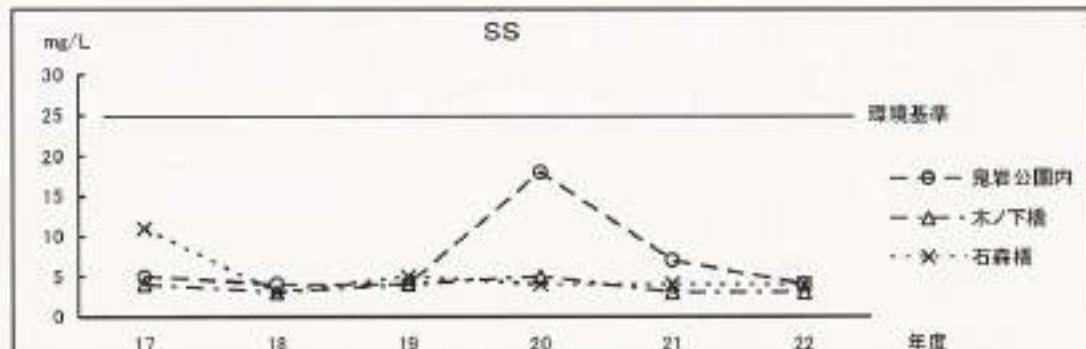


図1-23 SSの経年変化（可児川本流）

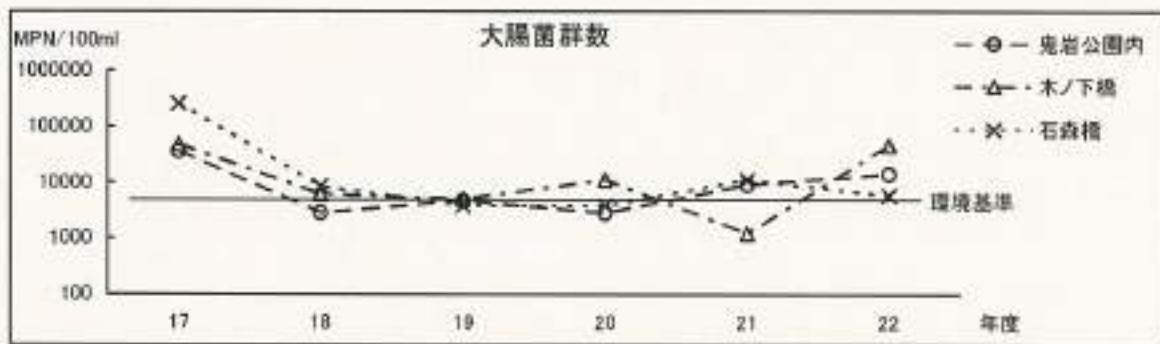


図1-24 大腸菌群数の経年変化（可児川本流）

(2) 支流

調査の結果、本流と同様にpH、DO、BOD及びSSは基準値を満たしていましたが、大腸菌群数は、すべての地点で基準値を超過しました。

可児川本流と比較すると、ほぼ同程度の値となりましたが、平芝川は、COD、BOD、全窒素及び全リンの値がやや高い値となりました。また、切木川の6月調査時は、田植えの代掻きの水が流れ込んだため、若干の濁りが確認されました。そのため、COD、SS、全リンの値が高くなりましたが、他の調査時は低い値となり、年平均値（BOD、CODは75%値）は、環境基準を満たしました。

御嵩町の各支流は、流量が少ないことから、本流に比べ気象条件、生活雑排水、工場排水、農業排水などの影響を大きく受ける場合があるため、各家庭や企業に注意を促していく必要があります。

本年度の調査地点の経年変化は、図1-25～図1-32に示すとおりです。切木川のSSが高い値となった以外は、昨年の調査結果とほぼ同程度の値でした。平成17～19年度にくらべると、平成20年度以降は、全般的に水質の改善がみられます。

河川水質は様々な要因で変動するもので、水質の状態を的確に把握するためにも、今後も定期的な水質検査を実施することが必要であると思われます。

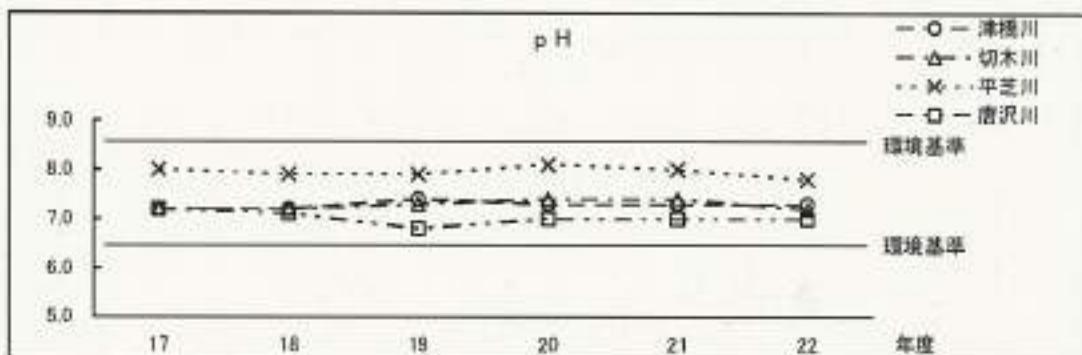


図1-25 pHの経年変化（可児川支流-1）

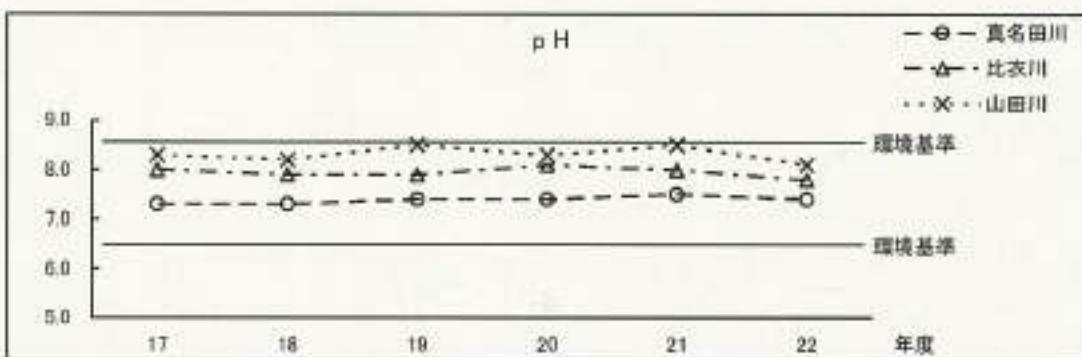


図1-26 pHの経年変化（可児川支流-2）

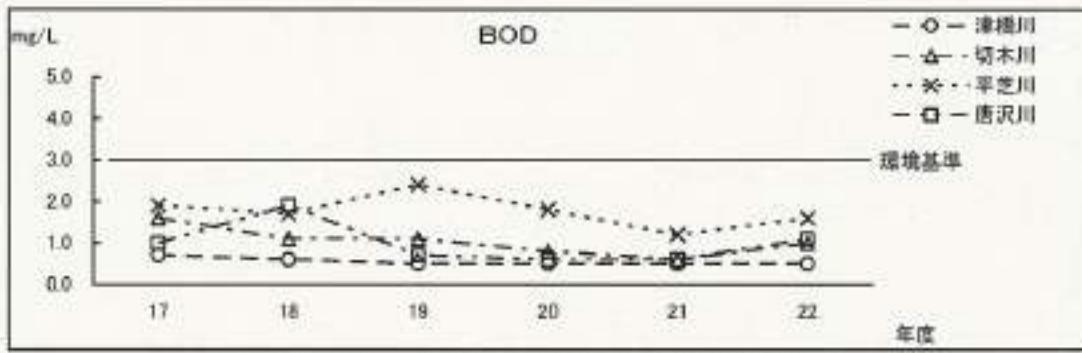


図1-27 BODの経年変化（可児川支流-1）

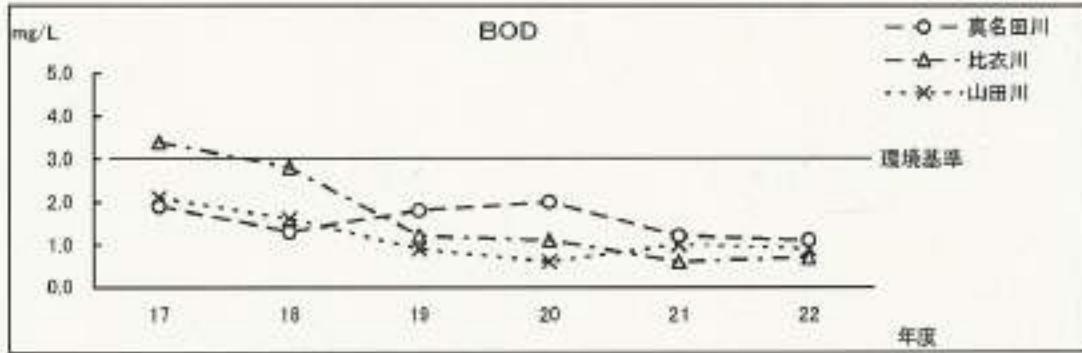


図1-28 BODの経年変化（可児川支流-2）

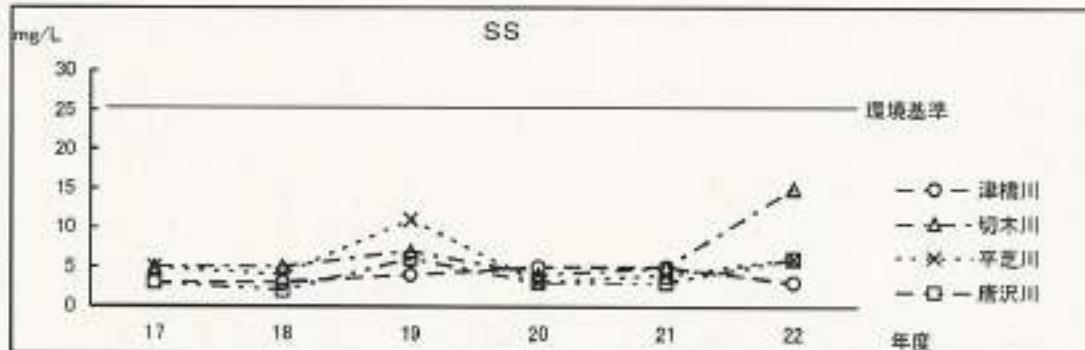


図1-29 SSの経年変化（可児川支流-1）

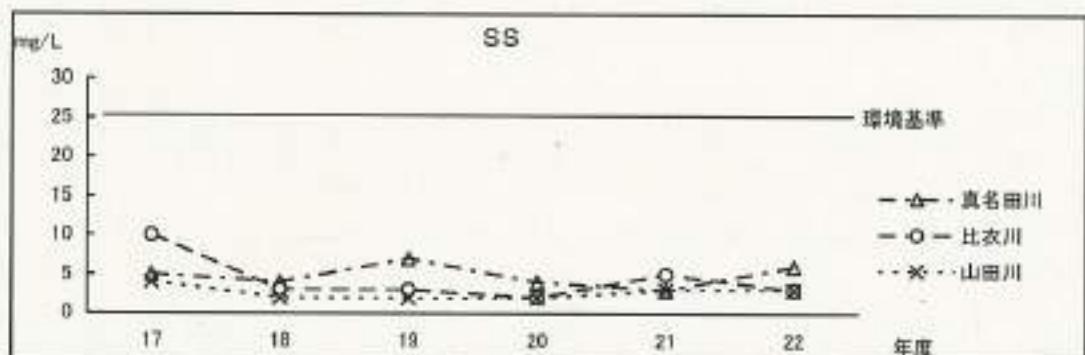


図1-30 SSの経年変化（可児川支流-2）

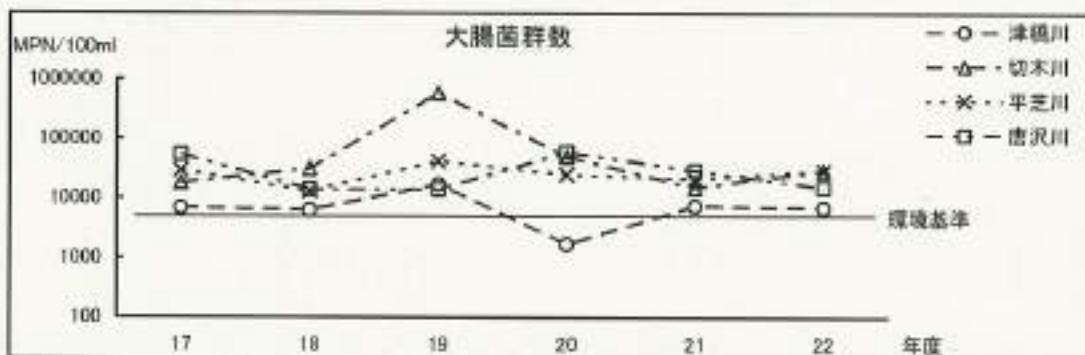


図1-31 大腸菌群数の経年変化（可児川支流-1）

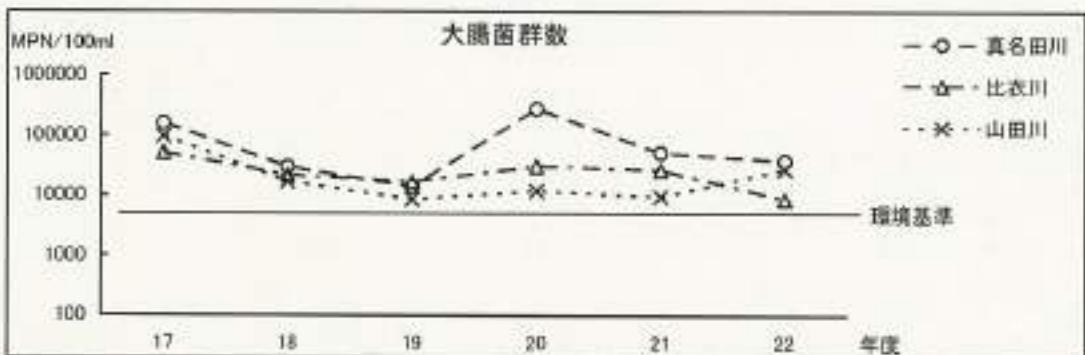


図1-32 大腸菌群数の経年変化（可児川支流-2）

第2章 河川農藥調查



第2章 河川農薬調査

御嵩町内には、数箇所のゴルフ場があり、芝、樹木の病害虫の予防、駆除のために農薬が散布されています。近年使用されているほとんどの農薬は、周辺環境への影響が考慮され、環境中での残留性は低く、人に対する毒性も弱くなっています。しかし、使用量によっては、降雨等により河川に流出し、周辺環境に影響を与える可能性があります。

そこで、御嵩町におけるゴルフ場農薬による河川汚染の実態を把握するために、本調査を実施しました。

1 調査期日

平成22年 10月 15日



調査は農薬の散布量が多い

「5月～11月の間」

で行うことにしています。

2 調査場所

ゴルフ場からの排水が流入する図2-1に示す12地点を調査しました。

3 調査項目及び分析方法

(1) 調査項目

調査した農薬項目は、表2-1に示すとおりです。

今回は、殺虫剤、殺菌剤及び除草剤として使用される農薬、23物質について調査を実施しました。また、農薬成分以外に、ゴルフ場から排出される生活排水等の影響も考慮し、pH、DO、BOD、COD、SS、全窒素、全リン、大腸菌群数及び陰イオン界面活性剤(ABS)の9項目についても調査を実施しました。

なお、表2-1に示した農薬項目は、各ゴルフ場で使用した農薬について事前に聞き取りをして決定しました。

岐阜県郡御嵩町全図

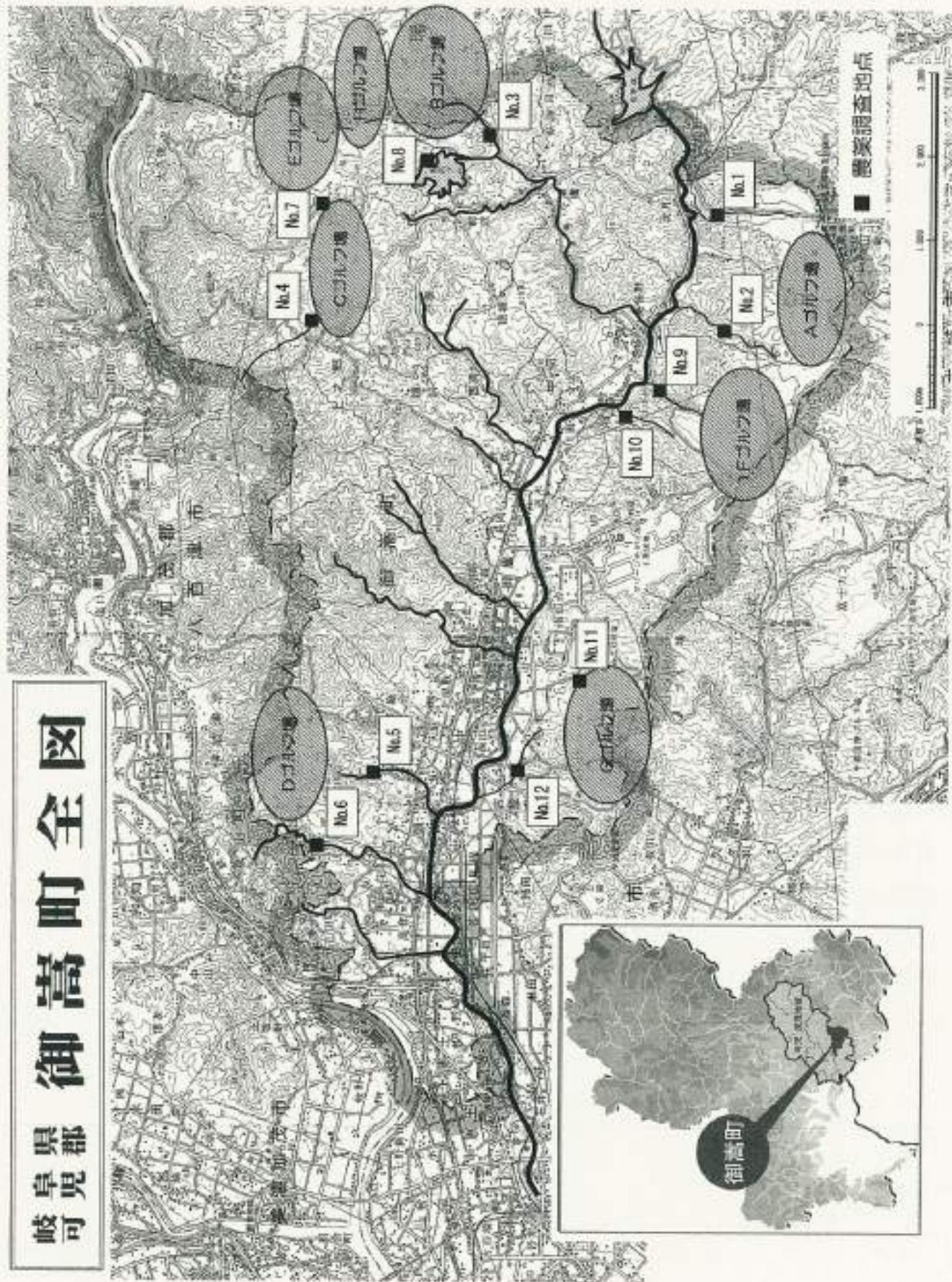


図2-1 調査地點図

表2-1 河川農薬調査項目

アセフェート	ハロフルフロンメチル
アゾキシストロビン	フェニトロチオン(MEP)
イミダクロブリド	フェノブカルブ(BPMC)
イミノクタジン	プロジェクト
オキシン銅(有機銅)	プロピコナゾール
クロロタロニル(TPN)	ペルメトリン
クロチアニジン	ベンシクロン
シクロスルファムロン	ベンディメタリン
ダイアジノン	ホセチル
チアメトキサム	ポリカーバメート
チオジカルブ	メプロニル
テブコナゾール	

(2) 分析方法

農薬は、環水土第77号(H2, 5, 24)、及び固相抽出LC/MS/MS法に従い実施しました。その他の生活環境項目は環境庁告示第59号(S46, 12, 28)及びJIS K 0102により実施しました。

4 調査結果

今回の河川農薬調査では、チフルザミド、テブコナゾールが検出されました。その地点及び値は、表2-2に示すとおりです。

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指針は、表2-3に示すとあります。

表2-2 河川農薬調査結果(検出地点、検出成分のみ) 単位:mg/L

調査地点		No.1	No.2	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8
農薬名								
	チフルザ ミド	0.002	0.002	0.004	0.002	0.001	0.002	不検出
	テブコナ ゾール	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.001

表2-3 ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指針

農 薬 名		指針値 (mg/L)
殺虫剤	アセタミブリド	1.8
	アセフェート	0.063
	イソキサチオン	0.08
	イミダクロブリド	1.5
	エトフェンプロックス	0.82
	クロチアニジン	2.5
	クロルビリホス	0.02
	ダイアジノン	0.05
	チアメトキサム	0.47
	チオジカルブ	0.8
	テブフェノジド	0.42
	トリクロルホン (DEP)	0.05
	ピリダafenチオン	0.02
	フェニトロチオン (MEP)	0.03
	ペルメトリン	1
	ベンスルタップ	0.9
殺菌剤	アゾキシストロビン	4.7
	イソプロチオラン	2.6
	イブロジオン	3
	イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン 酢酸塩	0.06 (ミノクタジンとして)
	エトリジアゾール (エクロメゾール)	0.04
	オキシン銅 (有機銅)	0.4
	キャプタン	3
	クロロタロニル (TPN)	0.4
	クロロネブ	0.5
	ジフェノコナゾール	0.3
	シプロコナゾール	0.3
	シメコナゾール	0.22
	チウラム (チラム)	0.2
	チオファネートメチル	3
	チフルザミド	0.5
	テトラコナゾール	0.1
	テブコナゾール	0.77
	トリフルミゾール	0.5
	トルクロホスメチル	2
	パリダマイシン	12
	ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
	フルトラニル	2.3
	プロビコナゾール	0.5
	ベノミル	0.2
	ベンシクリン	1.4
	ボスカリド	1.1
	ホセチル	23
	ポリカーバメート	0.3
	メタラキシル及びメタラキシルM	0.58 (メタラキシルとして)
	メプロニル	1

農薬名		指針値 (mg/L)
除草剤	アシュラム	2
	エトキシスルフロン	1
	オキサジアルギル	0.2
	オキサジクロメホン	0.24
	カフェンストロール	0.07
	シクロスルファムロン	0.8
	ジチオビル	0.095
	シデュロン	3
	シマジン (CAT)	0.03
	テルブカルブ (MBPMC)	0.2
	トリクロビル	0.06
	ナプロバミド	0.3
	ハロスルフロンメチル	2.6
	ビリフチカルブ	0.23
	ブタミホス	0.2
	フラザスルフロン	0.3
	プロビサミド	0.5
	ベンスリド (SAP)	1
	ベンティメタリン	1
	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.8
	メコプロップカリウム塩 (MCPPカリウム塩)、 メコプロップジメチルアミン塩 (MCPPジメチル アミン塩) メコプロップPイソプロピルアミン塩 及びメコプロップPカリウム塩	0.47 (メコプロップとして)
	MCPPイソプロピルアミン塩及びMCPPナトリ ウム塩	0.05 (MCPPとして)
植物成長調整剤	トリネキサパックエチル	0.15

※ ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針は
平成22年9月29日付で改正され、対象とされる農薬と指針値に変更があった。

なお、今回の調査項目のうち、フェノブカルブ及びプロジアミンについては暫定指針値が設定されていませんが、本年度の使用履歴があつたため、使用された農薬による水質汚濁の現状把握及び監視の目的で検査を実施しました。

検出されたチフルザミド及びテブコナゾールは、殺菌剤として使用され、ゴルフ場以外にもイネ等農作物の細菌駆除にも用いられています。検出された値は低い数値であり、周辺環境に与える影響は少ないと思われます。

同時に調査を行った生活環境の保全に関する環境基準項目は、おおむね良好な結果でしたが、比衣川のBODは、3.2mg/Lであり、B類型の環境基準値3.0mg/Lよりやや高い値となりました。また、撫尾川、前沢ダム上流、大洞川、天王洞川及び大王寺川の大腸菌群数もB類型の環境基準値5000MPN/100mLよりやや高い値となりました。

河川農薬調査の詳細な結果は、資料編に示すとおりです。

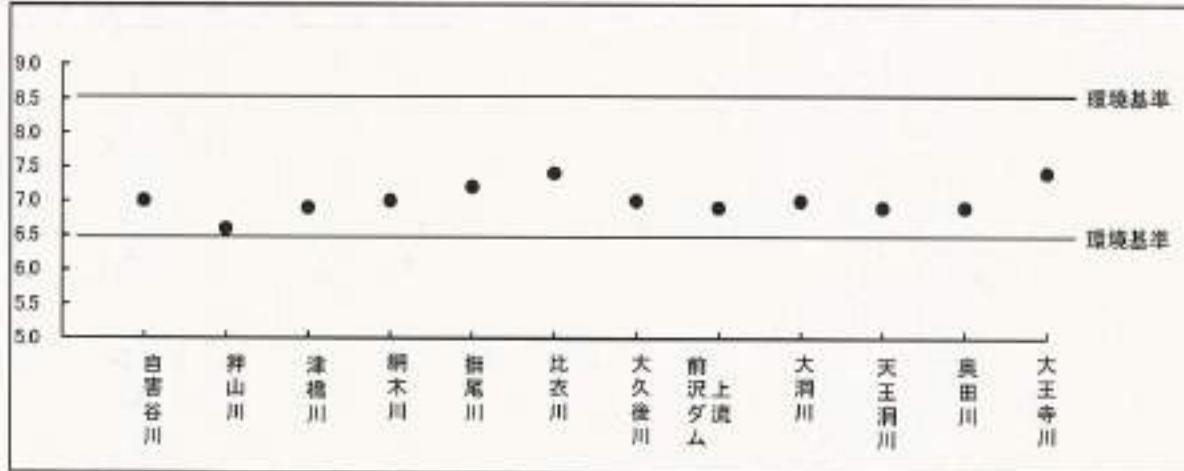


図2-1 農業調査地点でのpH値

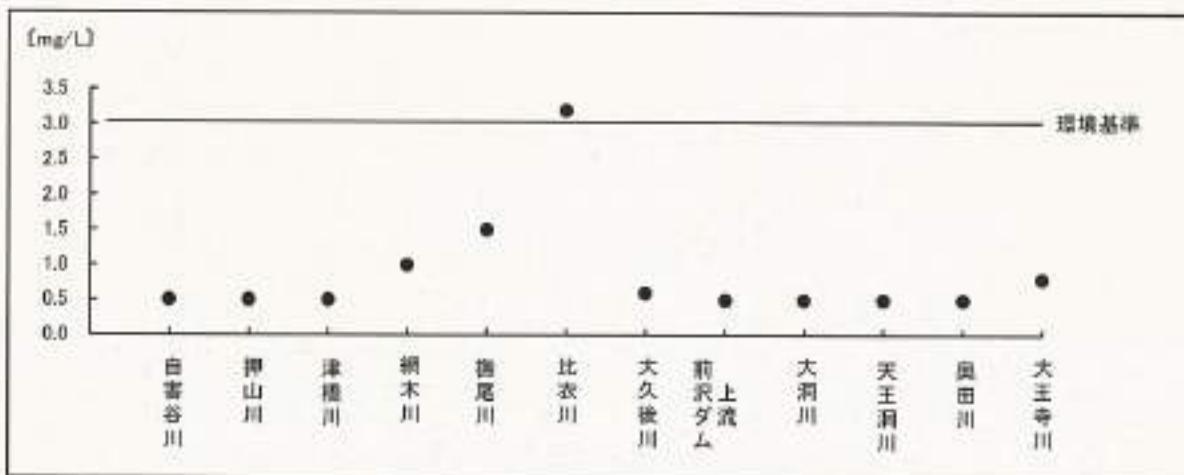


図2-2 農業調査地点でのBOD値

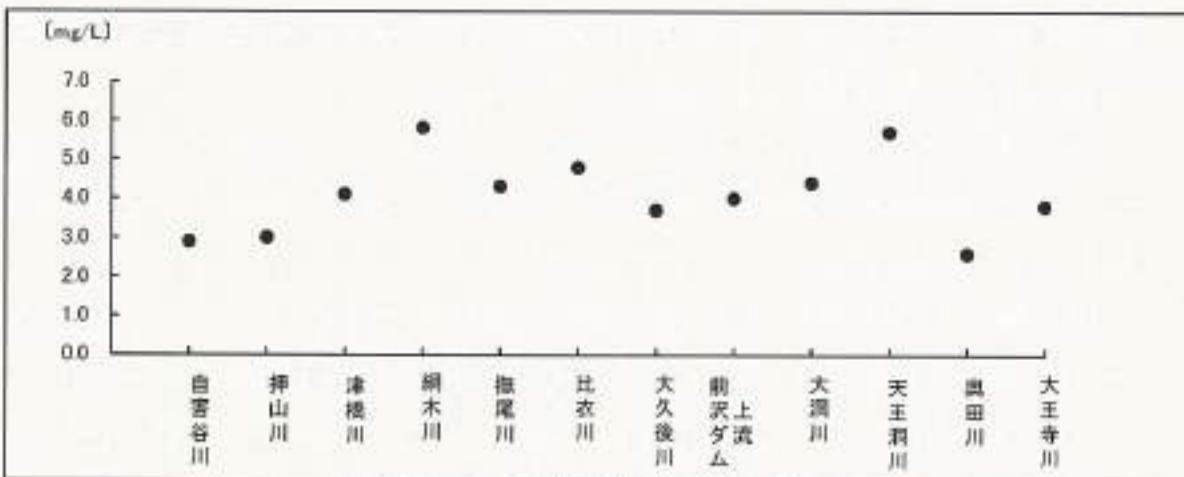


図2-3 農業調査地点でのCOD値

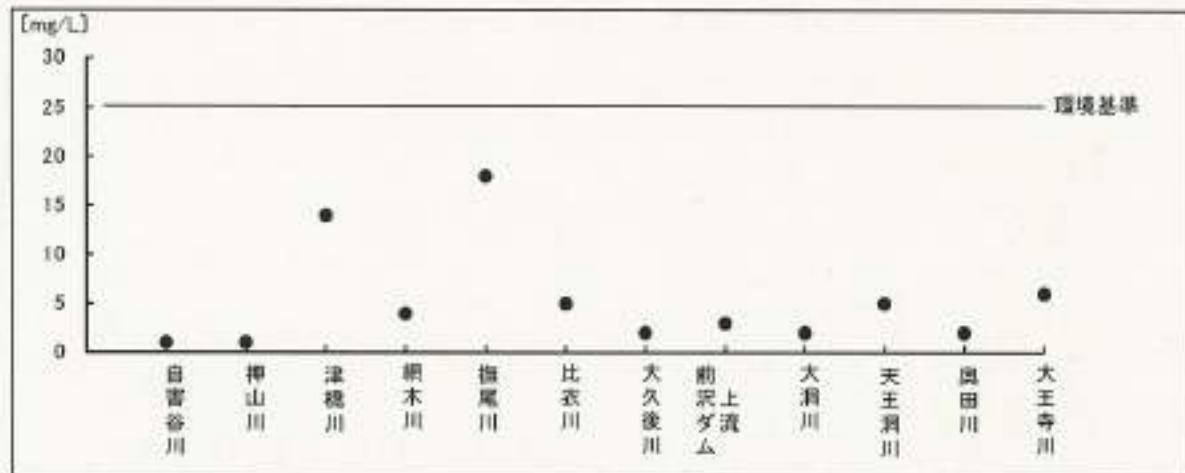


図2-4 農薬調査地点でのSS値

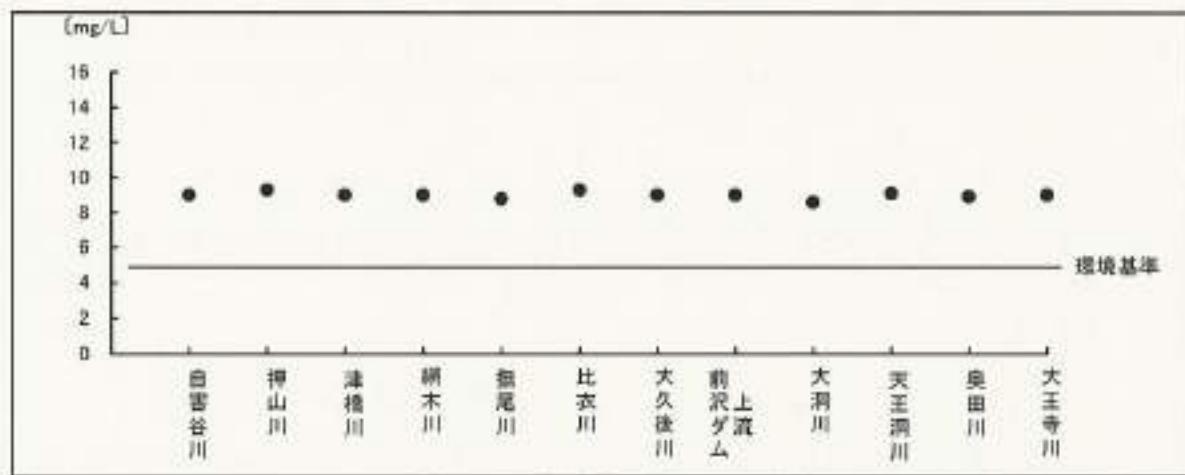


図2-5 農薬調査地点でのDO値

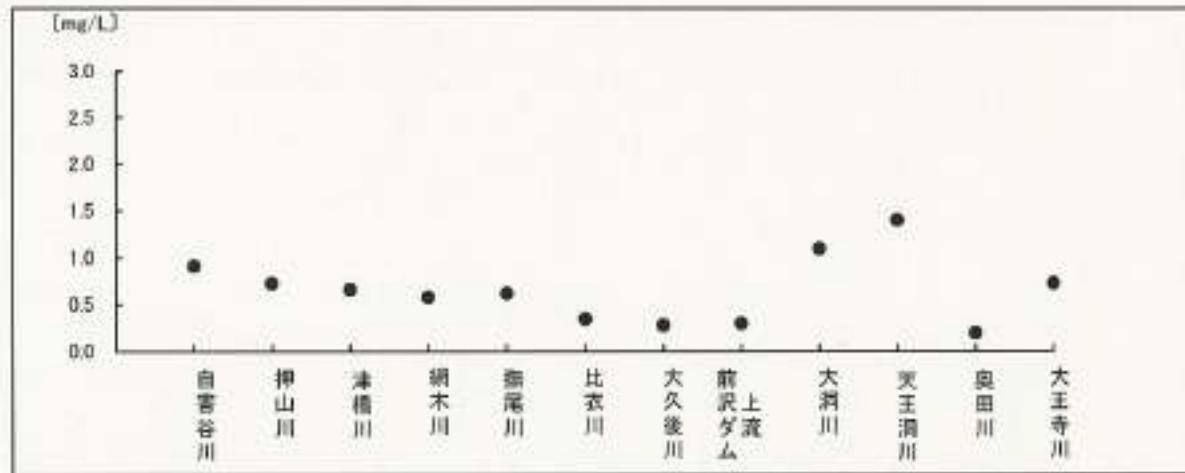


図2-6 農薬調査地点での全窒素値

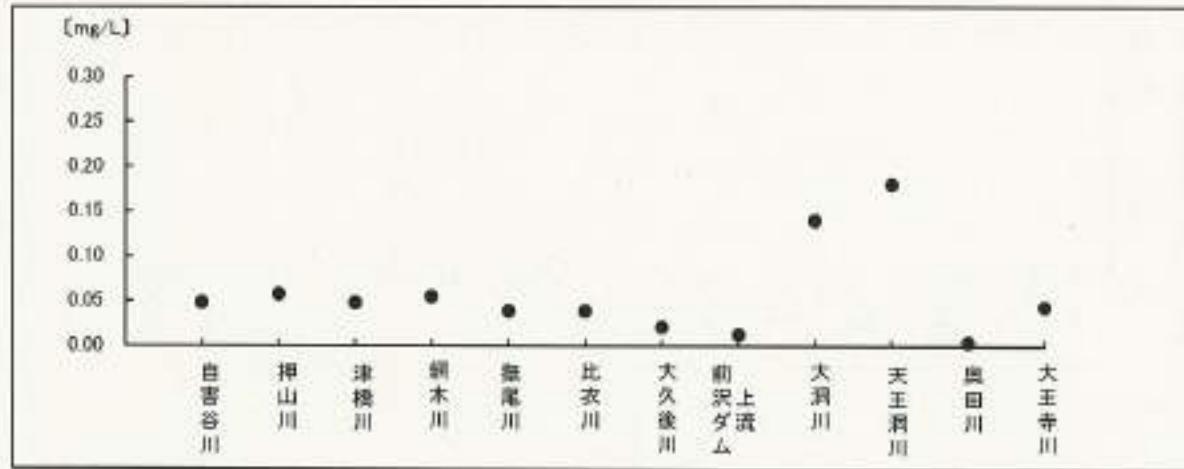


図2-7 農業調査地点での全リン値

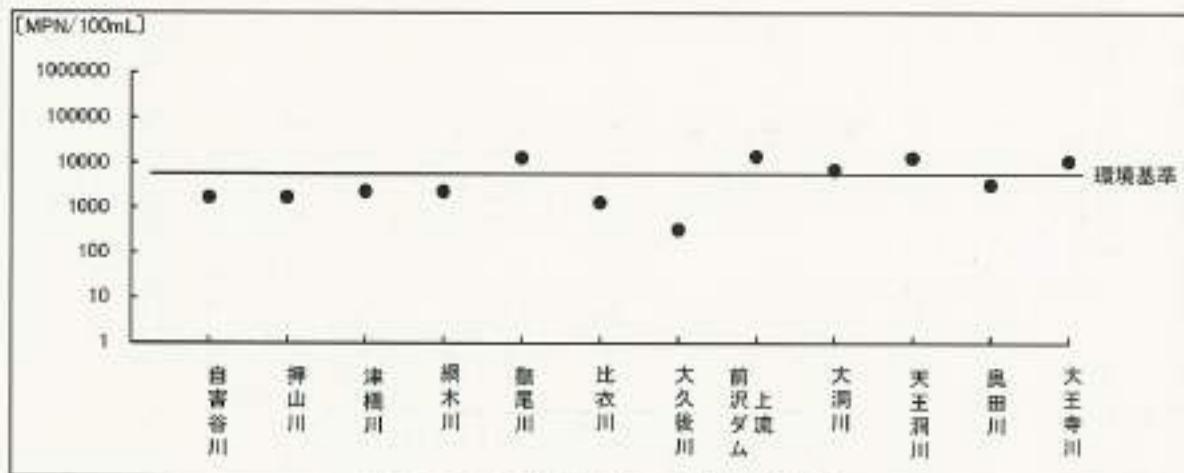


図2-8 農業調査地点での大腸菌群数値

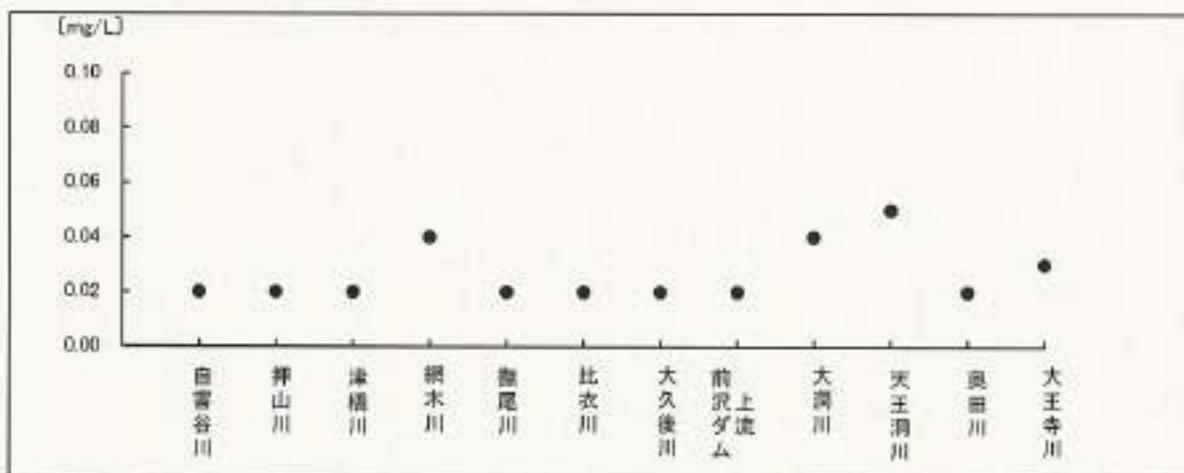


図2-9 農業調査地点での陰イオン界面活性剤値

5 まとめ

御嵩町のゴルフ場周辺河川において農薬調査を実施した結果、一部の地点で農薬が検出されたものの、人の健康に影響を与えるレベルではありませんでした。また、周辺環境へ与える影響も少ないとと思われます。

検出された農薬は、農作物の殺菌剤として使用されることがあるため、ゴルフ場からの流出とは断言できませんが、今後も監視していく必要があります。

また、同時に行った生活環境項目の調査では、比衣川の BOD がB類型の環境基準値 3.0mg/L よりやや高い値となりました。河川定期水質調査の地点とは異なり、本年度は1回の調査結果であるため、時期による変動の状況はわかりませんので、今後も調査が必要だと思われます。水量の少ない支流の河川では、水質変動が生活雑排水等の影響を大きく受けられると考えられるため、注意が必要です。

近年では、人の健康のみならず、水生生物など周辺環境（生態系）に与える影響も注目されています。有害物質が生態系に影響を与える量は、人の健康に影響を与える量より、微量である場合があります。御嵩町内には、多くのゴルフ場が存在しているため、基準を超過する農薬は認められていないものの、生態系への影響も考慮し、今後も河川の状態を常に監視していく必要があると思われます。



体験学習の様子

第3章　名水水質調查



第3章 名水水質調査

環境省は、古くから引き継がれている優良な水環境を広く国民に紹介し、積極的に保護するため、「名水百選」を選定しました。岐阜県からは、「養老の滝・菊水泉」、「宗祇水」、「長良川中流域」の3カ所が選定されています。

岐阜県内には、この3カ所以外にも「名水」と呼ばれる清水が数多く存在しており、岐阜県は「岐阜県の名水」として県内で50カ所を選定しています。この50カ所の中には、御嵩町内の「一香の清水」及び「噴清水」が選定されています。御嵩町では、この2箇所の名水の保全のため、定期的に水質調査を行っています。

1 調査期日

平成22年 6月11日

平成22年10月15日

2 調査場所

図3-1に示す「一香の清水」及び「噴清水」の2カ所で実施しました。

3 調査項目及び分析方法

(1) 分析項目

- ① 水道法に基づく11項目（表3-1に示すとおり）。
- ② ①の項目以外で水質の評価に使用される一般的な9項目（BOD、COD、SS、DO、全窒素、全リン、アンモニア性窒素、残留塩素及び大腸菌群数）。

(2) 分析方法

厚生労働省告示第261号(H15.7.22)、環境庁告示第59号(S46.12.28)及びJIS K 0102に基づき行いました。

水道法で定められている水質基準項目のうち、今回実施した11項目の基準値は表3-1に示すとおりです。また、参考として水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する項目（河川及び湖沼のAA類型）は表3-2に示すとおりです。

岐阜県御嵩町全図

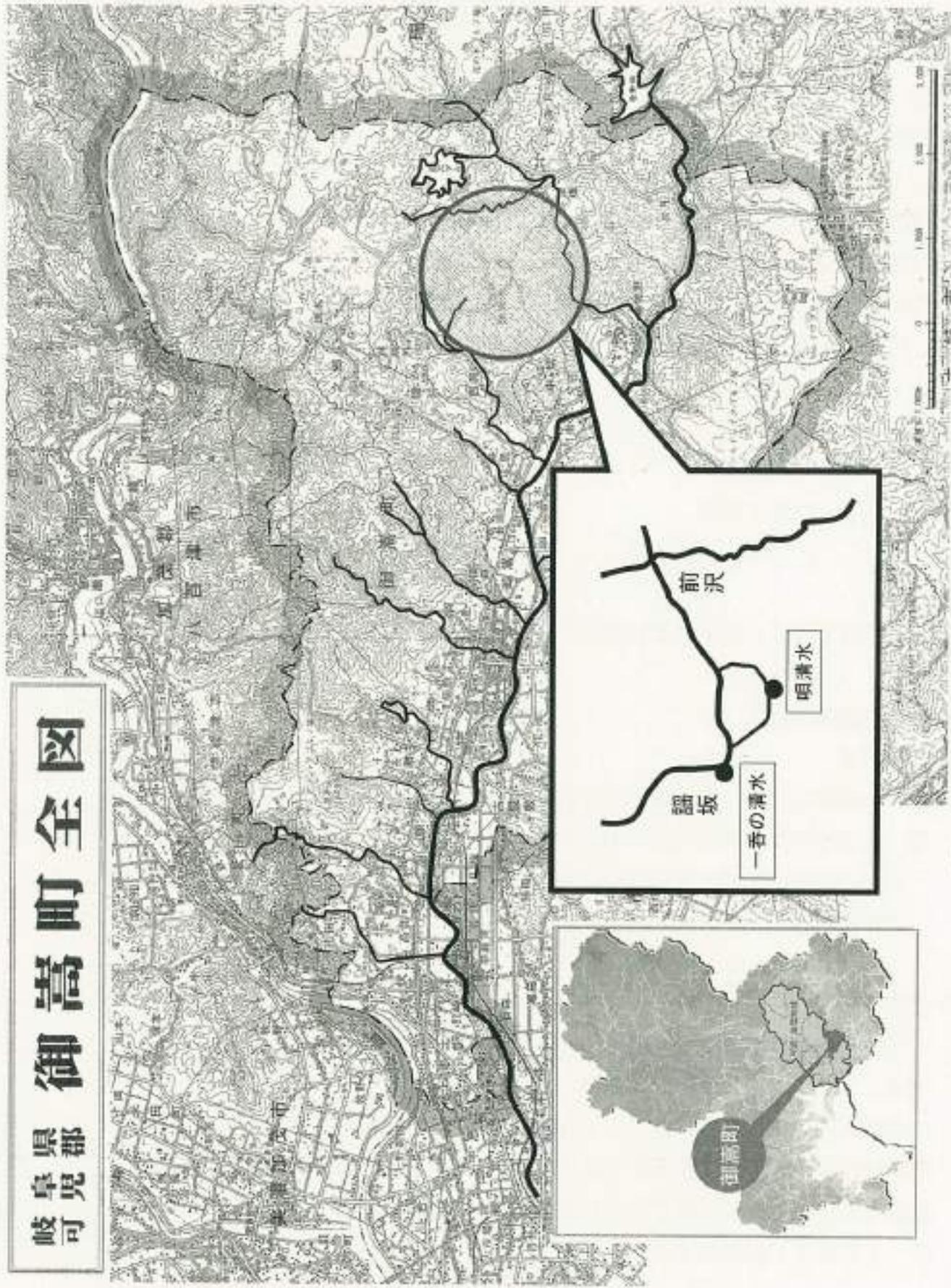


図3-1 名水水質調査地点図

4 調査結果

今年度の名水水質調査結果は、表3-3に示すとおりです。

水道水の水質基準と比較すると「一香の清水」の6月調査で大腸菌が陽性となつたため、飲料水としては不適合と判断されます。その他の項目については、水質基準を満足していました。

また、水質汚濁に係る環境基準の中で河川及び湖沼のAA類型と比較すると、「唄清水」の全窒素「一香の清水」の全リンの値が2回ともやや高い値を示しました。その他の項目についてはいずれも基準を満足していました。

表3-1 水道水の水質基準

検査項目	水質基準
一般細菌	100CFU/ml 以下
大腸菌	検出されないこと
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下
鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下
塩化物イオン	200 mg/L 以下
有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L 以下
pH値	5.8以上8.6以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下

表3-2 生活環境の保全に関する環境基準

検査項目	河川 AA類型	湖沼 AA類型
pH(水素イオン濃度)	6.5 ~ 8.5	6.5 ~ 8.5
COD(化学的酸素要求量)	—	1 mg/L 以下
BOD(生物化学的酸素要求量)	1 mg/L 以下	—
SS(浮遊物質)	25 mg/L 以下	1 mg/L 以下
DO(溶存酸素)	7.5 mg/L 以上	7.5 mg/L 以上
T-N(全窒素)	—	0.1 mg/L 以下
T-P(全リン)	—	0.005 mg/L 以下
大腸菌群数	50 MPN/100mL 以下	50 MPN/100mL 以下

注1：—は基準値が設定されていないことを示します。

注2：全窒素及び全リンは湖沼I類型の基準である。



岐阜県の名水 「一呑の清水」

表3-3 名水水質調査結果

採水場所	一吾の清水		唄清水	
採水年月日	H22.6.11	H22.10.15	H22.6.11	H22.10.15
採水時刻	9:54	11:19	10:00	11:16
気温(℃)	23.0	19.5	23.0	19.5
水温(℃)	15.0	15.0	14.5	14.0
pH値	7.2	7.1	6.4	6.7
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素(mg/L)	0.1	0.2	2.9	3.1
塩化物イオン(mg/L)	1.3	1.5	2.4	2.4
有機物等 (全有機炭素(TOC)の量)(mg/L)	0.3未満	0.3未満	0.3未満	0.3未満
鉄及びその化合物(mg/L)	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
臭氣	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
色度(度)	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
濁度(度)	0.1	0.1未満	0.2	0.3
一般細菌(CFU/ml)	5	12	6	2
大腸菌	*陽性	陰性	陰性	陰性
BOD(mg/L)	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
COD(mg/L)	0.5未満	0.5未満	0.6	0.7
SS(mg/L)	1未満	1未満	1	1未満
DO(mg/L)	10	9.9	8.0	8.4
全窒素(mg/L)	0.17	0.15	3.0	3.1
全リン(mg/L)	0.037	0.032	0.011	0.011
アンモニア性窒素(mg/L)	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満
残留塩素(mg/L)	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
大腸菌群数 (MPN/100ml)	49	23	23	33

注1: *は飲料水基準の不適合を示します。

5 まとめ

「湧水」は、地下水が自然に地表に出てきたものであり、古くから、地域の人々に親しまれ、大切に使われてきました。御嵩町内の2つの湧水も、昔は旅人達にとって、うるおいとやすらぎの場として利用されたものと思われます。

現在では、多くの都市で市街地を中心に上水道が整備され、湧水、地下水を飲料水として使用している家庭は少なくなりました。

しかし、現在でも人の手が加わっていない「名水」などの湧水を求める人は数多くいます。ただし、「名水」に選定されるということは、「安全でおいしい水」という保証ではなく、選定にあたっては、そのままで飲用が可能かどうかという点については考慮されていません。

今回の調査の結果、「一呑の清水」は、6月の調査で、大腸菌が陽性となりました。それ以外は、基準を満足していました。「唄清水」は、すべての基準を満足していましたが、2箇所とも過去に大腸菌の検出履歴があることから、そのまま飲用するには不適切であると思われます。

今回の調査で陽性となった大腸菌は、人や動物からの排泄物の汚染を判断するための指標とされています。自然界に広く存在し、名水に選定されている湧水でも陽性となる場合もあります。また、気温、水温、風雨、湧水の経路など自然条件と関連があり、同じ場所の湧水でも、検出される場合とされない場合があります。飲用の保証がされていない湧水の取り扱いについては十分注意し、生水での飲用は避けるよう注意を促していく必要があると考えます。

今後も、環境変化に伴う水質の把握及び名水の保護のため、定期的に調査を行う必要があると思われます。



第4章 土壤汚染調査



第4章 土壤汚染調査

土壤は、水、大気とともに自然環境を構成する要素であり、人をはじめとする生物の生活の基盤として、また、物質循環の要として重要な役割を担っています。

これまで、土壤は土地所有者の所有物であるなどの理由から、水質や大気に比べると汚染調査はあまり行われていませんでした。

しかし、平成3年に環境基準が定められ、さらに平成14年に土壤汚染対策法が制定され、また、平成22年4月1日より改正土壤汚染対策法が施行となり土壤調査を行わなければならぬ機会が大幅に増えました。

そこで、御嵩町内の土壤の汚染の状況を把握するため、調査を実施しました。

1 調査期日

平成22年8月20日

2 調査場所

表4-1及び図4-1に示す田3地点、畑2地点、宅地2地点、計7地点について調査を行いました。

表4-1 土壤調査地点

地点番号	調査地区	地目
No.1	前沢地内	田
No.2	津橋地内	宅地
No.3	長岡地内	畑
No.4	送木地内	田
No.5	洞地内	宅地
No.6	野崎地内	田
No.7	新町地内	畑

3 調査項目及び分析方法

(1) 調査項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、緘水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン

岐阜県郡御嵩町全図

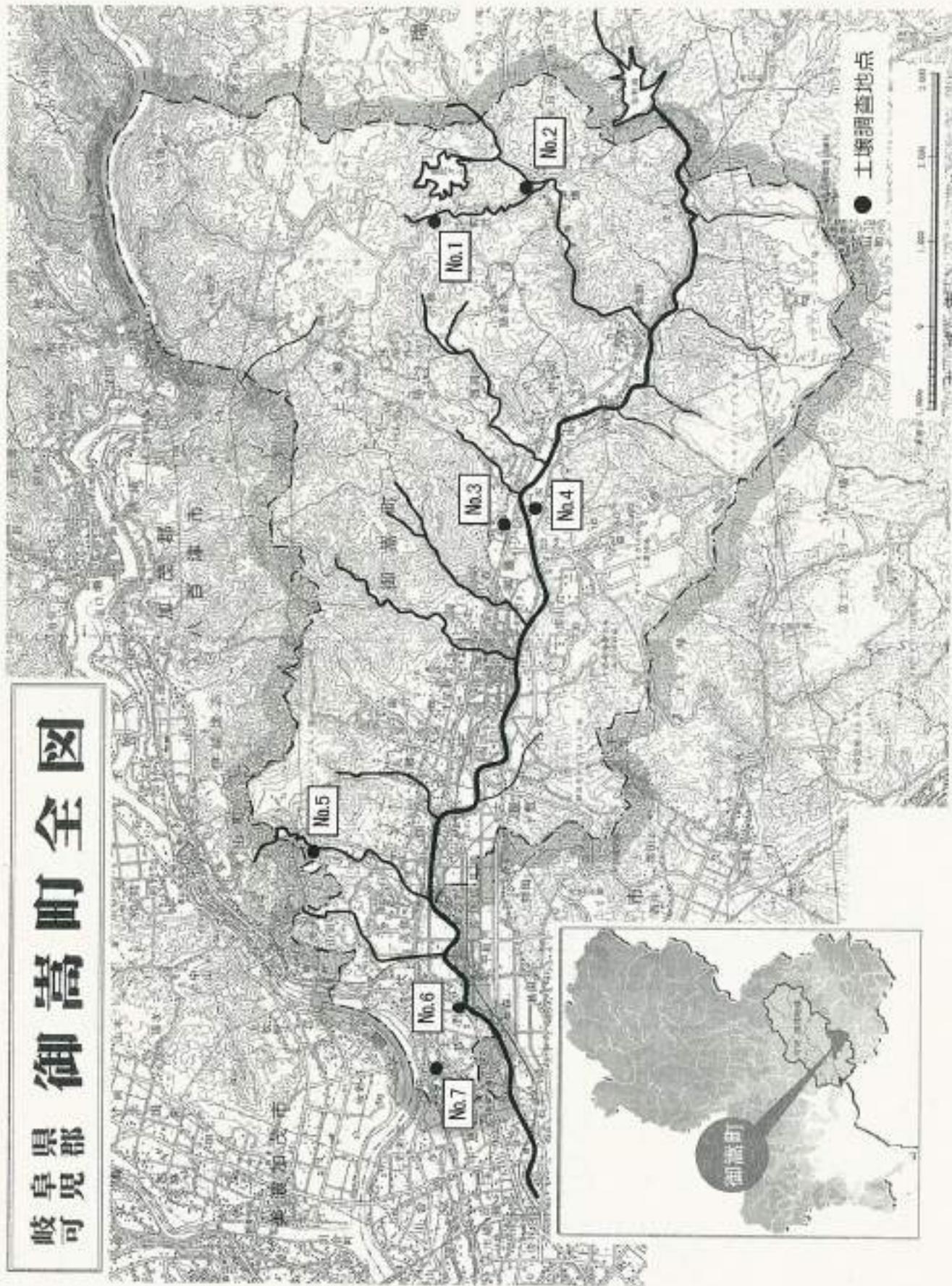


図 4-1 土壌調査地点図

1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロベン、チウラム、シマシン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、有機リン、ふっ素、ほう素、銅（農用地）及びひ素（農用地）について実施しました。

なお、農用地に係る銅及びひ素については、「田」の3地点についてのみ実施しました。

（2）試料の採取と試料の調整

各採取地点において、表層から15cmまでの土壌を採取し、風乾後、2mmのふるいを通過したものを混合して試料としました。

（3）検液の調整

土壤汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日 環境庁告示第46号）に基づき行いました。

（4）分析方法

環境庁告示第64号（S.49.9.30）、JIS K 0102、JIS K 0125、環境庁告示第59号（S.46.12.28）、農用地は総理府令第31号（S.50.4.8）、総理府令第66号（S.47.10.27）に基づき行いました。

4 調査結果

土壤の分析結果は、表4-2 及び表4-3 に示すとおりです。土壤の汚染状態の有無を判断する基準として、また、汚染土壤に係る改善対策を講ずる際の目標となる基準として環境基準が定められています。土壤の汚染に係る環境基準は表4-4 に示すとあります。

今回の調査の結果、鉛がNo.1（田）、No.2（住宅）、No.3（畑）及びNo.7（畑）で検出され、ひ素がNo.3（畑）で検出されました。また、ふっ素がNo.1（田）、No.2（住宅）、No.4（田）、No.6（田）及びNo.7（畑）で検出され、ほう素はNo.1（田）、No.3（畑）、No.4（田）、No.6（田）及びNo.7（畑）で検出されました。しかし、いずれの項目も環境基準値以下であり、土壤の汚染は認められませんでした。また、農用地に係る項目であるひ素及び銅についても環境基準値以下で良好な結果でした。

表4-2 土壤汚染調査結果

調査地点	田	住宅	畑	田	住宅	田	畑
	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7
カドミウム mg/L	0.001未満						
全シアノ mg/L	不検出 (0.1未満)						
鉛 mg/L	0.007	0.005	0.006	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.007
六価クロム mg/L	0.04未満						
ヒ素 mg/L	0.005未満	0.005未満	0.006	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
緑水銀 mg/L	0.0005未満						
アルキル水銀 mg/L	不検出 (0.0005未満)						
P-C-B mg/L	不検出 (0.0005未満)						
ジクロロメタン mg/L	0.002未満						
四塩化炭素 mg/L	0.0002未満						
1,2-ジクロロエタン mg/L	0.0004未満						
1,1-ジクロロエチレン mg/L	0.002未満						
シス-1,2-ジクロロエチレン mg/L	0.004未満						
1,1,1-トリクロロエタン mg/L	0.0005未満						
1,1,2-トリクロロエタン mg/L	0.0006未満						
トリクロロエチレン mg/L	0.002未満						
テトラクロロエチレン mg/L	0.0005未満						
1,3-ジクロロプロベン mg/L	0.0002未満						
チウラム mg/L	0.0006未満						
シマジン mg/L	0.0003未満						
チオベンカルブ mg/L	0.002未満						
ベンゼン mg/L	0.001未満						
セレン mg/L	0.002未満						
有機リン mg/L	不検出 (0.1未満)						
亜鉛 mg/L	0.3	0.1	0.1未満	0.4	0.1未満	0.2	0.4
ほう素 mg/L	0.04	0.02未満	0.02	0.02	0.02未満	0.03	0.03

表4-3 土壤調査結果（農用地に係るもの）

地目	調査地点	ひ素 (mg/kg)	銅 (mg/kg)
田	No.1	0.83	5.3
	No.4	0.57	4.5
	No.6	0.83	8.7

表4-4 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液1Lにつき0.01ng以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1ng未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01ng以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.06ng以下であること。
ひ素	検液1Lにつき0.01ngであり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤1kgにつき15ng未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005ng以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤1kgにつき125ng未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02ng以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002ng以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004ng以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02ng以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04ng以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1ng以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006ng以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03ng以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01ng以下であること。
1,3-ジクロロプロベン	検液1Lにつき0.002ng以下であること。
チワラム	検液1Lにつき0.006ng以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003ng以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02ng以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01ng以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01ng以下であること。
亜硝素	検液1Lにつき0.8ng以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1ng以下であること。

5 まとめ

土壤汚染は、有害物質を取り扱う施設からの漏洩、廃棄物の埋め立て、不法投棄等により、有害物質が土壤に浸透することで起こります。また、何らかの原因で汚染された水または大気が、土壤と接触することで二次的に汚染される場合もあります。ただし、火山活動、天然鉱物からの溶出等自然由来により、もともと有害物質の濃度が高い地域もあります。

土壤汚染の特徴として、次のようなことがあげられます。

- ・水質、大気と異なり自然に拡散されにくいため、汚染が長期間におよぶこと。
- ・汚染範囲は局所的（狭い範囲内）で、垂直（深度）方向には移動しやすいこと。
- ・雨水が有害物質を溶かし出し、地下水を汚染させる場合があること。

一方、汚染土壤を介して有害物質を人が摂取してしまうケースは、次のようなことが考えられます。

- ・飛散した土壤を吸い込むことにより摂取する場合
- ・土壤が体に付着し皮膚から吸収される場合
- ・有害物質を取り込んだ農作物を摂取する場合
- ・土壤経由で汚染された地下水を摂取する場合

今回の調査では、鉛が4地点、ヒ素が1地点、ふっ素及びほう素が5地点で検出されました。いずれも環境基準値以下であり、土壤汚染は認められませんでした。また、農用地に係る項目であるひ素及び銅についても環境基準値以下で良好な結果でした。

今後も土壤汚染を引き起こさないために、環境法令に従い有害物質を適正に管理及び処理し、土壤に接触させないことが重要です。また、万一、土壤汚染が生じた場合は、速やかに汚染範囲を特定し、汚染土壤の飛散や地下水への浸出を防止するなど、汚染を拡散させないことが重要です。

土壤汚染は、局所的であることが多い、すべての土壤汚染を把握するのは困難です。しかし、人の健康を保護するため、飲用に使用されている地下水、幼児が摂取する可能性の高い砂場、土壤が飛散しやすい裸地の公園、学校の校庭など公共の施設を中心に今後も調査を継続することが望されます。

第5章 総 括



第5章 総括

本年度は、7月に岐阜県南部を中心とした大雨に見舞われ、御嵩町でも土砂崩れが発生するなど、大きな被害がでました。そのような状況のなか、「河川水質」、「河川農薬」、「名水水質」及び「土壤汚染」の4つの調査を実施しました。

1 河川定期水質調査

御嵩町内を流れる可児川本流の水質の状況は、大腸菌群数以外は指定されたB類型の環境基準値を満足しており、環境基準に適合していました。

支流の水質も本流と同様に、大腸菌群数以外は指定されたB類型の環境基準値を満足しており、環境基準に適合していました。6月の切木川で、田植えの代掻きの水が流れ込んだため、SSなどがやや高い値となりましたが、年間の平均値では、環境基準に適合していました。

本流、支流とも7月の大霖の影響はみられず、過去と同程度の値でした。

2 河川農薬調査

ゴルフ場からの農薬等の流出を調査するため実施した河川農薬調査では、基準を超過した地点は認められず、良好な結果でした。しかし、一部の河川から微量の農薬が検出されたため、今後も継続して監視していく必要があります。

農薬調査と併せて実施した、生活雑排水の調査では、概ね良好な値でしたが、比衣川のBODが3.2mg/Lであり、B類型の環境基準値3.0mg/Lよりやや高い値となりました。1回の調査結果であり、時期による変動の状況がわからぬいため、調査頻度を増して評価する必要があると思われます。

水量の少ない支流の河川では、水質変動が生活雑排水等の影響を大きく受けると考えられるため注意が必要です。

3 名水水質調査

名水調査では、「一呑の清水」の6月の調査で大腸菌が陽性となり、飲用とするには、不適切であると思われます。その他の項目については、良好な結果でした。このように、大腸菌が陽性となることにより、飲用不適となる地下水、湧水の事例は多くありますが、「名水」という言葉に誤解が生じやすいため、生水での飲用は避けるよう注意を促していく必要があります。

4 土壤汚染調査

土壤調査では、鉛が4地点、ヒ素が1地点、ふっ素及びほう素が5地点で検出されましたが、いずれも環境基準値以下であり、土壤汚染は認められませんでした。また、農用地に係る項目であるひ素及び銅についても環境基準値以下で良好な結果でした。

今回の調査結果から御嵩町内の水質等の状況については、各種法令及び環境基準の遵守等を念頭に、平成18年度からスタートした第4次総合計画「ひと・みどり・ものづくり」をキーワードに「いきいき十字路タウンみたけ」を目指し、「安心・安全」で自然環境との調和を図ったまちづくりを実現するために、町民、行政及び事業者が一体となり快適な生活環境の創生を図ることが今後も必要であると考えます。



体験学習会の様子

資料編



1 結果詳細

河川定期水質調査結果	1
表-1 可児川定期水質調査結果	1
表-2 水質汚濁に係る環境基準	
(1) 生活環境の保全に関する環境基準	
(2) 人の健康の保護に関する環境基準	
表-3 有害物質調査結果	5
表-4 農業(水稻)用水基準	6
河川農薬調査結果	7
表-5 河川農薬調査結果	7
2 環境用語集	9

表-1 可児川本流定期水質調査結果

地 点 番 号	No.1				No.2			
探 水 場 所	鬼岩公園内				津橋川〔支流〕			
水 域 類 型	B				(B)			
探 水 年 月 日	H22.6.11	H22.8.4	H22.11.5	H23.2.4	H22.6.11	H22.8.4	H22.11.5	H23.2.4
探 水 時 刻	11:35	10:50	10:40	11:45	11:45	10:40	10:30	11:30
気 温 ℃	28.0	33.5	13.5	6.0	28.0	33.5	13.5	6.5
水 温 ℃	15.0	25.0	11.5	3.0	20.5	18.5	11.0	5.0
pH	7.2	7.3	7.1	7.3	7.2	7.2	7.2	7.5
DO mg/L	11	8.3	11	14	9.3	9.8	12	12
BOD mg/L	0.8	1.5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.9	0.5未満	0.5未満
COD mg/L	4.5	5.7	2.6	1.9	3.8	3.4	2.4	1.7
SS mg/L	4	8	2	1未満	5	3	2	1未満
全窒素 mg/L	1.4	1.0	0.63	0.33	0.32	0.55	0.62	0.49
全リン mg/L	0.035	0.045	0.014	0.011	0.040	0.030	0.024	0.011
大腸菌群数 MPN/100ml	2.3 × 10 ³	5.4 × 10 ²	4.0 × 10 ²	3.3 × 10	1.4 × 10 ²	1.3 × 10 ²	4.5 × 10 ²	2.3 × 10 ²
陰イオン界面活性剤 mg/L	0.02	0.04	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02	0.02未満	0.02未満

地 点 番 号	No.6				No.7			
探 水 場 所	唐沢川〔支流〕				真名田川〔支流〕			
水 域 類 型	B				(B)			
探 水 年 月 日	H22.6.11	H22.8.4	H22.11.5	H23.2.4	H22.6.11	H22.8.4	H22.11.5	H23.2.4
探 水 時 刻	11:05	10:00	9:55	10:30	10:55	9:50	9:45	10:15
気 温 ℃	28.0	33.5	13.5	6.5	28.0	33.5	13.0	6.0
水 温 ℃	23.5	25.0	10.4	7.0	25.0	26.5	13.5	6.5
pH	7.2	7.1	6.9	6.7	7.4	7.3	7.3	7.5
DO mg/L	8.5	10	10	11	11	9.1	11	14
BOD mg/L	0.6	1.1	0.5未満	1.2	1.1	1.2	0.5	1.1
COD mg/L	3.6	2.9	1.1	2.5	5.5	5.0	2.8	4.2
SS mg/L	8	10	1	6	10	7	4	2
全窒素 mg/L	0.81	0.73	0.76	0.50	0.51	0.55	0.83	1.1
全リン mg/L	0.090	0.080	0.048	0.061	0.17	0.15	0.060	0.072
大腸菌群数 MPN/100ml	3.5 × 10 ²	2.2 × 10 ²	2.2 × 10 ²	2.3 × 10 ²	9.2 × 10 ²	5.4 × 10 ²	4.9 × 10 ²	1.7 × 10 ²
陰イオン界面活性剤 mg/L	0.02未満	0.03	0.03	0.02未満	0.04	0.07	0.04	0.04

No.3				No.4				No.5			
切木川〔支流〕				平芝川〔支流〕				本下橋〔本流〕			
〔B〕				〔B〕				B			
H22.6.11	H22.8.4	H22.11.5	H23.2.4	H22.6.11	H22.8.4	H22.11.5	H23.2.4	H22.6.11	H22.8.4	H22.11.5	H23.2.4
1155	1030	1020	1120	1125	1020	1010	1110	1115	1010	1000	1050
28.0	33.5	13.5	7.0	28.0	33.5	13.5	6.5	28.0	33.5	13.5	6.5
24.5	25.5	12.0	5.5	25.0	26.5	13.0	4.5	23.0	24.5	11.5	6.8
7.0	7.1	7.2	7.5	7.6	7.8	7.8	7.9	7.4	7.4	7.3	8.3
8.8	9.3	11	13	8.8	8.4	11	14	9.7	9.1	11	14
1.1	1.0	0.5未満	0.7	1.6	1.5	1.0	2.2	0.9	1.0	0.5未満	1.1
7.0	3.3	1.6	2.6	5.9	4.9	4.0	6.6	4.4	4.2	2.6	3.1
5.1	3	2	2	6	4	7	7	6	3	2	1
1.0	0.52	0.84	0.97	1.2	0.81	1.2	2.7	0.88	0.69	0.76	0.78
0.23	0.074	0.037	0.042	0.17	0.13	0.13	0.14	0.078	0.049	0.051	0.036
9.2×10^{-4}	2.2×10^{-4}	1.7×10^{-4}	1.3×10^{-4}	1.7×10^{-4}	9.2×10^{-4}	3.3×10^{-3}	2.4×10^{-3}	1.5×10^{-3}	1.1×10^{-3}	7.9×10^{-3}	3.0×10^{-3}
0.02未満	0.04	0.03	0.02	0.02	0.03	0.04	0.03	0.03	0.04	0.02	0.08

No.8				No.9				No.10			
比农川〔支流〕				山田川〔支流〕				石森橋〔本流〕			
〔B〕				〔B〕				B			
H22.6.11	H22.8.4	H22.11.5	H23.2.4	H22.6.11	H22.8.4	H22.11.5	H23.2.4	H22.6.11	H22.8.4	H22.11.5	H23.2.4
1045	940	930	1000	1040	915	925	945	1030	915	915	920
28.0	33.5	13.0	4.5	28.0	32.5	13.0	4.5	28.0	32.5	13.0	3.5
25.0	22.5	13.0	100	26.0	25.0	14.0	5.8	25.0	25.0	11.5	4.0
6.6	6.6	7.0	6.9	8.0	7.5	8.0	9.0	8.4	7.5	7.5	7.8
7.0	7.2	9.8	10	10	8.8	12	13	11	8.9	11	13
0.6	0.8	0.5未満	0.7	0.9	1.2	0.5未満	0.7	1.4	1.0	0.6	0.9
5.0	5.0	3.5	4.3	5.3	4.5	2.5	3.1	6.0	4.1	2.8	3.7
3	2	2	1未満	5	4	2	1未満	7	4	2	2
0.74	1.1	0.65	1.3	0.54	0.45	0.84	0.32	0.65	0.60	0.96	0.81
0.11	0.088	0.091	0.19	0.099	0.078	0.035	0.021	0.13	0.062	0.058	0.050
2.4×10^{-4}	7.9×10^{-5}	2.3×10^{-5}	7.9×10^{-5}	1.3×10^{-4}	9.2×10^{-4}	4.9×10^{-3}	4.9×10^{-3}	3.3×10^{-3}	1.7×10^{-3}	2.7×10^{-3}	2.3×10^{-3}
0.04	0.04	0.03	0.02	0.02	0.06	0.04	0.02	0.02	0.03	0.02未満	0.02未満

(1) 生活環境の保全に関する環境基準 -河川(湖沼を除く)-

類型	AA	A	B	C	D	E
利用目的の適応性	水道1級 自然環境保全及び A以下の権に掲げるもの	水道2級 水産1級 水及 びD以下の権に掲げるもの	水道3級 水産2級 水及 びC以下の権に掲げるもの	水産3級 工業用水1級 及 びD以下の権に掲げるもの	工業用水2級 農業用水及び Eの権に掲げるもの	工業用水3級 環境保全
基準値	水素イオン濃度(pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下
	生物化学的酸素要求量(BOD)	1mg/L以下	2mg/L以下	3mg/L以下	5mg/L以下	8mg/L以下
	浮遊物質量(SS)	25mg/L以下	25mg/L以下	25mg/L以下	50mg/L以下	100mg/L以下 ごみ等の浮遊が認められないこと。
	溶存酸素量(DO)	7.5mg/L以上	7.5mg/L以上	5mg/L以上	5mg/L以上	2mg/L以上
	大腸菌群数	50MPN/100mL以下	1,000MPN/100mL以下	5,000MPN/100mL以下	—	—
備考	<p>1. 基準値は、日間平均値とする。</p> <p>2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。</p> <p>3. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全</p> <p>水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの</p> <p>水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの</p> <p>水道3級：前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの</p> <p>水産1級：ヤマメ、イワナ等貧弱水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用</p> <p>水産2級：サケ科魚類及び鮎等鰐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用</p> <p>水産3級：コイ、フナ等B—中弱水性水域の水産生物用</p> <p>工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの</p> <p>工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの</p>					

表-2(2) 水質汚濁に係る環境基準

(2) 人の健康の保護に関する環境基準

項目		基準値
1	カドミウム	0.01 mg/L以下
2	全シアン	検出されないこと
3	鉛	0.01 mg/L以下
4	六価クロム	0.05 mg/L以下
5	ひ素	0.01 mg/L以下
6	錫水銀	0.0005 mg/L以下
7	アルキル水銀	検出されないこと
8	P-C-B	検出されないこと
9	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
10	四塩化炭素	0.002 mg/L以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
16	トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
18	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	0.002 mg/L以下
19	チウラム	0.006 mg/L以下
20	シマシン(CAT)	0.003 mg/L以下
21	チオベンカルブ(トリチオカーフ)	0.02 mg/L以下
22	ベンゼン	0.01 mg/L以下
23	セレン	0.01 mg/L以下
24	ほう素	1 mg/L以下
25	ふつ素	0.8 mg/L以下
26	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
27	1,4-ジオキサン	1 mg/L以下
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、その結果が測定方法の定量限界を下回ることをいう。		

表-3 有害物質調査結果

調査場所	野崎橋	
調査日	平成22年8月4日	平成22年2月4日
カドミウムmg/L	0.001未満	0.001未満
全シアノンmg/L	0.1未満	0.1未満
鉛mg/L	0.005未満	0.005未満
六価クロムmg/L	0.04未満	0.04未満
ひ素mg/L	0.005未満	0.005未満
鷄水銀mg/L	0.0005未満	0.0005未満
アルキル水銀mg/L	0.0005未満	0.0005未満
PVCmg/L	0.0005未満	0.0005未満
ジクロロメタノンmg/L	0.002未満	0.002未満
四塩化炭素mg/L	0.0002未満	0.0002未満
1,2-ジクロロエタンmg/L	0.0004未満	0.0004未満
1,1-ジクロロエチレンmg/L	0.002未満	0.002未満
シス-1,2-ジクロロエチレンmg/L	0.004未満	0.004未満
1,1,1-トリクロロエタンmg/L	0.0005未満	0.0005未満
1,1,2-トリクロロエタンmg/L	0.0006未満	0.0006未満
トリクロロエチレンmg/L	0.002未満	0.002未満
テトラクロロエチレンmg/L	0.0005未満	0.0005未満
1,3-ジクロロプロベン(D-D)mg/L	0.0002未満	0.0002未満
チウラムmg/L	0.0006未満	0.0006未満
シマジン(CAT)mg/L	0.0003未満	0.0003未満
チオベンカルブ(ソチオカブ)mg/L	0.001未満	0.001未満
ベンゼンmg/L	0.001未満	0.001未満
セレノンmg/L	0.002未満	0.002未満
ほうう素mg/L	0.03	0.06
ふつ素mg/L	0.1未満	0.1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素mg/L	0.32	0.50

表-4 農業(水稻)用水基準

項目	基 準 値
水素イオン濃度(pH)	6.0~7.5
化学的酸素要求量(COD)	6 mg/L以下
浮遊物質量(SS)	100 mg/L以下
溶存酸素量(DO)	5 mg/L以上
全窒素(T-N)	1 mg/L以下
電気伝導率(EC)	30 mS/m以下
ひ素(A.s)	0.05 mg/L以下
銅(Cu)	0.02 mg/L以下
亜鉛(Zn)	0.5 mg/L以下
備考	<p>1. 基準値は用水の取入口で基準数値を示すこととし、そこで許容される濃度である。</p> <p>2. 法的効力はないが、現段階における各種調査成績等に基づく化学的判断から策定されたものであるので、水稻の正常な育成のために望ましい灌漑用水の水質の指標として利用されている。</p>

表-5 河川農薬調査結果

地点番号		No.1	No.2	No.3	No.4
採水場所		自害谷川	押山川	津橋川	網木川
採水時刻		9:05	9:14	11:06	10:28
気温	℃	20.5	20.0	19.5	19.5
水温	℃	18.5	18.0	18.0	20.0
アシュラム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
アセフェート	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
アゾキシストロビン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
イプロジオン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
イミノクタジン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
エトフェンブロックス	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
クロロタロニル	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
シアゾファミド	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
ジフェノコナゾール	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
ダイアジノン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
チオジカルブ	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
チオファネートメチル	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
チフルザミド	mg/L	0.002	0.002	0.001未満	0.004
テブコナゾール	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
テブフェノジド	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
フェニトロチオン(MEP)	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
プロピコナゾール	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
ベルメトリン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
ベンシクロン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
ベンディメタリン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
ホセチル	mg/L	1未満	1未満	1未満	1未満
ポリカーバメート	mg/L	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満
メタラキシリル	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
メプロニル	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
pH		7.0	6.6	6.9	7.0
BOD	mg/L	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1.0
COD	mg/L	2.9	3.0	4.1	5.8
SS	mg/L	1未満	1未満	14	4
DO	mg/L	9.0	9.3	9.0	9.0
全窒素	mg/L	0.91	0.73	0.66	0.58
全リン	mg/L	0.048	0.057	0.048	0.055
大腸菌群数	MPN/100mL	1700	1700	2300	2300
陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02	0.02	0.02未満	0.04

採水年月日:平成22年10月15日

No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10	No.11	No.12
拂尾川	比衣川	大久後川	前沢ダム 上流	大洞川	天王洞川	奥田川	大王寺川
956	10:10	10:40	10:55	9:21	9:28	9:38	9:45
19.5	19.5	19.5	19.5	20.0	20.0	20.0	19.0
19.5	19.0	18.0	18.0	19.0	18.5	19.5	20.0
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
0.002	0.001	0.002	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7.2	7.4	7.0	6.9	7.0	6.9	6.9	7.4
1.5	3.2	0.6	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.8
4.3	4.8	3.7	4.0	4.4	5.7	2.6	3.8
18	5	2	3	2	5	2	6
8.8	9.3	9.0	9.0	8.6	9.1	8.9	9.0
0.62	0.35	0.28	0.30	1.1	1.4	0.2	0.73
0.039	0.039	0.021	0.013	0.14	0.18	0.004	0.044
13000	1300	330	14000	7000	13000	3300	11000
0.02	0.02	0.02	0.02	0.04	0.05	0.02未満	0.03

環境用語集



●水質汚濁

自然条件のもとにおいてバランスを保っている植・生物群が外部から有機物あるいは無機物の流入によって、河川の水質に変化を生じ、または水底の底質が悪化して、植・生物群の生産バランスが崩壊する。また、水利用上支障を生じたり、周辺住民の生活環境に支障を与えたりするなど、河川環境を悪化させる現象を河川の水質汚濁という。

●ppm

parts per million の略で、100万部中の幾部であるかを示す分率、例えば、1Lの水中1mg、1m³の大気中に1cm³の物質が存在する場合の濃度をそれぞれ1ppm という。

●ppb

10億分の1で表示する単位で、1ppm の1000分の1

●pH（水素イオン濃度）

溶液中の水素イオン濃度をその逆数の常用対数で示したもので7が中性、それより小さい値になると酸性が強まり、大きい値になるとアルカリ性が強まる。

日本の河川では通常7.0前後であるが、pHの急激な変化は酸・アルカリ等の有害物質の混入などの異常があったことが推定される。pHが6.5~8.5の範囲から出ると河川の生産性が低下し、水処理にも悪影響をもたらす。水道用水として望ましい水質は、pH 6.5~8.5までの範囲である。

●BOD（生物化学的酸素要求量）

溶存酸素の存在のもとで、水中の有機物質が好気性微生物により、生物化学的に酸化分解され安定化する際に20°Cで5日間に消費される酸素量をmg/L(ppm)で表したものである。河川などに放流された排水中の有機物は、水中の微生物により酸化分解され、炭酸ガス、水、アンモニアなどになり、その際水中の溶存酸素が消費されるので数値が高いと、有機物濃度が高く汚染されていることを示す。すなわち、BOD値が高いことは、その排水中に分解されやすい有機物が多いことを意味し、河川に放流されると溶存酸素を高度に消費し魚介類に被害をもたらす。人為的汚染のない河川では通常1ppm以下である。

●COD(化学的酸素要求量)

水中の主として有機物質の量を推定するために求められる酸素消費量のうち、化学的な方法で測定したもので水中の被酸化物質を、酸化剤によって化学的に酸化した際に消費される酸素量をmg/L(ppm)の単位で示したものという。この値が大きい程汚濁の程度が高い。BODに比べて短時間に測定できることや、有害物質による影響を受けないなどの利点がある。

●SS(浮遊物質量)

浮遊物質とは水中に浮遊している物質であるが大きな木片等や、コロイド性物質の微細なものは含まれない。指定のろ過器でろ過、乾燥させてその重量を測り水中の濃度で表わす。浮遊物質量には、無機質と有機質があり、数値が大きい程水質汚濁が著しい。

水中に浮遊する不溶性の物質は単に水質汚濁の原因となるだけでなく、河川に汚泥床を形成したり、また浮遊物質が有機物質である場合には腐敗し、水中の溶解酸素を消費する。また魚類のえらに付着してへい死させ、一方、光の透過を妨害し植物の光合成に障害を与える。

●DO(溶解酸素量)

水中に溶解している酸素量で、自然水域では酸素は大体飽和していると考えられる。溶解酸素は、水中の魚介類や好気性微生物などの呼吸に使われる所以、欠乏すると魚介類のへい死や水の腐敗などが起こる。DOは有機物による汚染の著しい水域ほど低い濃度を示し、飽和量の50%が魚介類の生存限界といわれている。飽和量は温度及び気圧によって変化する。

●全窒素

下水汚水中の窒素化合物は、有機性窒素または無機性窒素として存在するが、両者の関係は極めて密接である。下水汚水中にはタンパク質、アミノ酸、尿素、尿酸など多種多様の有機性窒素化合物が存在し、これが生物学的分解の結果生じたアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素などの無機性窒素がある。

これら窒素化合物の由来としては①し尿処理水、台所排水、浴場水などの生活排水、②し尿処理場、畜産ふん尿処理水及びこれらの未処理物、③工場排水及びその処理水が主要なものであるが、下水汚水中の各種の生物の作用を受けて低分子に分解されて無機化し、また生物に摂取されて細胞体を形成する。

下水汚水中の窒素化合物量を知ることの意義は、水質汚濁原因物質としての役割が大きいと

ころにある。

窒素は肥効成分の三要素の一つとして重要であり、水中から供給される窒素は農作物にとって有効な肥料源であるが、過剰になると葉茎繁茂がすすみ、葉茎を軟弱にして病虫害を誘起しやすく、また倒伏しやすくなる。そして登熱がおくれて不穏歩合を増大させ、収量にマイナス的に働く。

農作物用のかんがい水に下水汚水が流入する際にすでに無機性浮遊物として水田に流入する。

水産用水としては日本水産資源保護協会「水産用水基準」において、pH 8.0における許容濃度は、全アンモニア態窒素(N)として 1.0ppm 以下と定めている。下水汚水として河川に放流された水が、下流で再利用する際、窒素が除去されぬまま用いられるが、用途によっては各種の障害を起こす。上水道水源における塩素消毒効果への影響、工業用水としての冷却水使用時の藻の発生、用途制限などがある。

全窒素 = 有機性窒素 + アンモニア性窒素 + 亜硝酸性窒素 + 硝酸性窒素

●全リン

天然に存在するリンは大部分がリン酸塩の形をしている。リン酸は肥料3要素の1つで、植物の栄養上重要である。リン酸塩の水域への過剰な流入は植物プランクトンを過剰に繁殖させ、富栄養化の原因となる。

水中のリンは種々の形態の溶解性または懸濁性成分として存在する。全リンはこれらのリンを分解し、すべてリン酸として定量する。

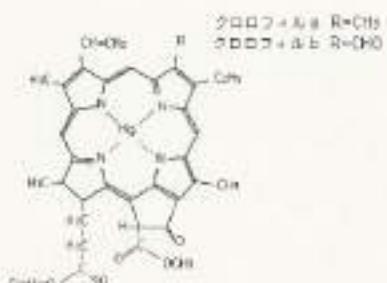
リンは地中に広く存在し、また自然水中にも含まれている。リンは肥料の3要素の1つであり、植物には肥料として多く補給されている。水中にリンが増加するのは、このような肥料に由来する農業排水や、し尿や洗剤などの生活排水、さらに工業排水等からの混入に由来する場合が多い。リンはそれ自体が直ちに水質汚濁を生じる物質ではないが、生物の増殖活動に重要な役割を果たし、湖沼、海域等の富栄養化を促進する一因とされている。

全リンについては水質汚濁に係る環境基準のうちの、生活環境の保全に関する環境基準が湖沼について定められている。水質汚濁防止法に基づく排出基準では全リンは 16 mg/L (日間平均 8 mg/L) と定められている。また、瀬戸内海環境保全特別措置法において富栄養化防止の指定物質となっている。

●電気伝導率

水の電気抵抗の逆数で、溶存しているイオンが多いほど高い値を示す。水質の悪化により数値は高くなる。

●クロロフィル



光合成を行う生物中に存在する緑色色素でクロロフィルaおよびbがよく知られている。停滞水域では、プランクトンの増殖による「アオコ」の発生が問題となる場合があり、この指標としてクロロフィルaが用いられる。

●透視度

透視度は試料の濁りの度合を示すもので、透視度計に試料を入れて上部から透視し、底部に置いた標識板の二重十字が初めて明らかに識別できるときの透視度計の高さをはかり、10mmを1度として表わす。数値が大きいほど清浄な水質である。

●硫酸イオン

自然水は、常に多少の硫酸イオンを含んでいる。これは主として地質に起因するが、化学肥料、硫黄泉、鉱山排水、工場排水及び海水等の混入によって増加する事がある。

●大腸菌群数

大腸菌そのものは無害で人体内にも大量に存在しているが、ふん尿とともに排せつされるので、病原性汚染の間接的指標として重要である。大腸菌群数の検出試験は、精度が高いので、大腸菌群数の検出により病原菌の存在の可能性を推定することができる。

●陰イオン界面活性剤（ABS）

界面活性剤または表面活性剤とは、溶液表面において高い表面活性を示し、かつ溶液内部において臨界ミセル濃度以上でミセルコロイドを形成する物質のことである。

界面活性剤は、その長鎖アルキル基が水溶液中で電離して生ずるイオンの種類によって、陽イオン界面活性剤、陰イオン界面活性剤、両性界面活性剤に分けられ、電離しないものは非イオン界面活性剤とよばれる。界面活性剤は、その乳化性、分散性、可溶化性、起泡性などの性質から、その用途は繊維工業、紙パルプ、染色、写真、機械、金属、医薬、食品、農業その他あらゆる分野にわたっている。

そのうちでも、陰イオン界面活性剤は家庭の洗剤として消費率が高く、今日では家庭下水の一成分となっている。

陰イオン界面活性剤にも各種のものがあるが、家庭用洗剤には主としてアルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム（ABSと略称されている）とLAS（直鎖型ABS）が用いられている。ABSをハード型、LASは比較的容易に分解されるのでソフト型と呼ぶ。

このABSは洗浄力がすぐれているのであるが、起泡力も強く、下水処理場その他において洗剤による泡の問題が大きな悩みとなっている。

また、ABSは下水に含まれていても微生物により分解されず、下水処理に対してもいろいろな妨害を考えている。したがって、最近はLASを使用するようになっている。

●重金属

軽金属に対する語で、比重4ないし5以上の金属をいい、各分野で金属または化合物の形で広く利用されている。重金属類は程度の差こそあれ有害なものが多く、水質汚濁防止法では水銀、カドミウム、鉛、6価クロムが、大気汚染防止法では鉛、カドミウムなどが、規制対象となっている。

●カドミウム

イタイイタイ病の原因とされており、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると、慢性中毒となり、腎尿細管の再吸収機能が阻害され、カルシウムが失われて骨軟化症を起こす。主な発生源はメッキ工場、電子機器製造業など。

●鉛

大量の鉛が体内に入ると、急性中毒を起こし、腹痛、おう吐、下痢、尿閉などが現われ、激しい胃腸炎などで死亡することもある。少量の場合には、食欲不振、頭痛、全身倦怠、貧血などを起こす。主な発生源は顔料、塗料化学工場、鉛蓄電池製造業など。

●クロム（6価）

大量に摂取すると、おう吐、下痢、脱水症状、ニンニク臭の呼気、よだれなどを起こし、更に多量では血便、血圧降下、けいれんなどにより死亡し、少量ずつ長期にわたって摂取すると、知覚障害、皮膚の青銅色化、浮腫、肝臓肥大、貧血などを起こし、循環障害で死亡する。主な発生源は硫酸製造工場、アンモニア製造工場など。

●ヒ素

灰色で金属光沢があり、鷄冠石、石黄、硫ヒ酸鉄などに硫化物として含有されている。ひ酸鉛、三酸化ひ素などは殺虫剤として農薬に用いられる。ひ素中毒になると全身発疹、高熱、食欲不振等の症状を起こす。

●シアン

青酸カリで知られる有害な物質で、シアンが作用すると組織内窒息を起こして死亡する。通常は、数秒ないし数分で中毒症状が現われ、頭痛、めまい、けいれんなどを起こして死亡し、少量摂取の場合は、耳鳴り、おう吐などを起こす。主な発生源には電気メッキ工場、製鉄所、化学工場など。

●有機リン

一般にパラチオン、メチルパラチオンなどの農薬としてみられる。パラチオン中毒は、軽症で全身倦怠、頭痛、めまい、発汗、おう吐が、中症ではよだれ、瞳孔の縮少、言語障害、視力減退などがみられ、重症では意識が強く侵され、全身けいれん、し尿の失禁を示し死亡する。主な発生源には農薬などの製造業。

●水銀

常温で唯一の液体金属で毒性は強いが、自然水中に含まれることはほとんどなく、工場排水や水銀系薬剤などから由来する。水銀は蓄積性があり微量であっても体内蓄積が起こり中枢神経を侵す。またプランクトン、藻類、魚介類等の食物連鎖により濃縮されることもある。特に、アルキル水銀では炭素数の増加により急性毒性は強まるが、慢性毒性は減少されるといわれている。

●アルキル水銀

水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると、慢性中毒となり知覚、聴力、言語障害、視野の狭さく、手足の麻痺などの中枢神経障害などを起こして死亡する場合もある。主な発生源には化学工場、乾電池製造業など。

●PCB

不燃性で化学的にも安定であり、熱安定性にもすぐれた物質で、その使用範囲は絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インクなど多方面である。カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、現在製造中止。

●水質総量規制

水質保全対策として、総前からの濃度規制を補完するものとして、瀬戸内海、東京湾、伊勢湾のような広域的な閉鎖性水域の水質改善を図るために水質総量規制の考え方方が導入された。これは、各水域ごとに自浄能力を超えない水域汚濁負荷量の許容限度量すなわち環境容量を求め、当該水域でカットすべき汚濁負荷量を、後背地域に配分するやり方で規制をかける。

●土壤汚染

土壤が次のものによって汚染されることをいう。

(1) 重金属、酸性降下物によるもの。(2) 農薬、肥料によるもの。(3) 除草剤などの農薬によるもの。(4) ごみの不衛生処分によるもの。

なお、農用地の土壤の污染防治等に関する法律では、特定有害物質として、カドミウム、銅、砒素及びその化合物が指定されている。

●大気汚染

汚染物質により、大気が汚染された状態をいう。大気汚染の主な原因は、工場から排出されるばい煙、粉じんと自動車排出ガスである。

●いおう酸化物 (SO_x)

硫黄と酸素の化合したものをいい、主なものとしては二酸化硫黄 (SO_2) と三酸化硫黄 (SO_3) がある。 SO_2 によって動物も植物も被害を受けるが、植物では葉たばこがとくに弱いといわれている。 SO_2 の人体に対する影響では粉じんと相乗効果が大きく、障害としては、感冒症候群、気管支ぜんそく、咽喉頭炎などがある。

SO_2 の発生源としては、重油燃焼ボイラー、硫酸工場、製油所、ごみ焼却場などがあげられる。

●窒素酸化物 (NO_x)

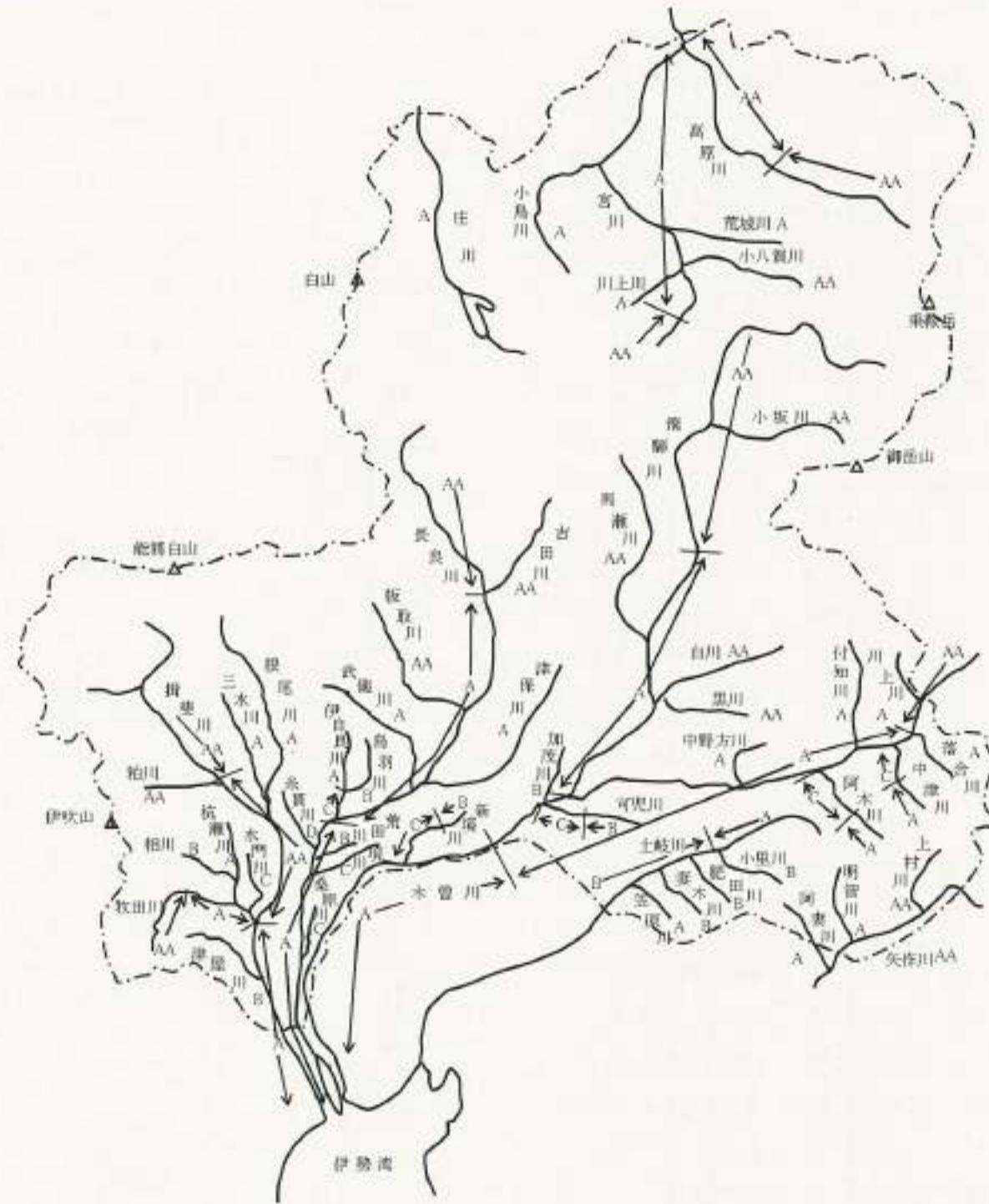
窒素酸化物は、物の燃焼によってできる一酸化窒素 (NO) や、大気中で NO が酸化してできる二酸化窒素 (NO_2) のほか硝酸ミスト (HNO_3) など各種あるが、光化学スモッグ発生の主因物質と考えられているのは、炭化水素とともに、 NO 、 NO_2 である。 NO は刺激性はないが血液中のヘモグロビンと結合して、酸素の補給を阻害し、中枢神経系の症状を起こす。 NO_2 はそのほか粘膜刺激性をもち、呼吸気道及び肺に障害を与える。主な発生源は自動車、ディーゼル機関、ボイラーなど広範囲にわたっている。

●降下ばいじん

大気中のばいじん等の浮遊物質が、重力や雨の作用により降下したもののことであり、その量を通常 $\text{t/km}^2/\text{月}$ で表わす。

●水域類型

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の基準については、河川、湖沼、海域別に利水目的に応じた水域を区切って AA、A、B、C、D、E の 6 つの類型を設けている。pH、BO、DO 等の項目について、それぞれの水域類型ごとに環境基準値を定め、各公共用水域に水域類型のあてはめを行うことにより当該水域の環境基準値が具体的に示される。



水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

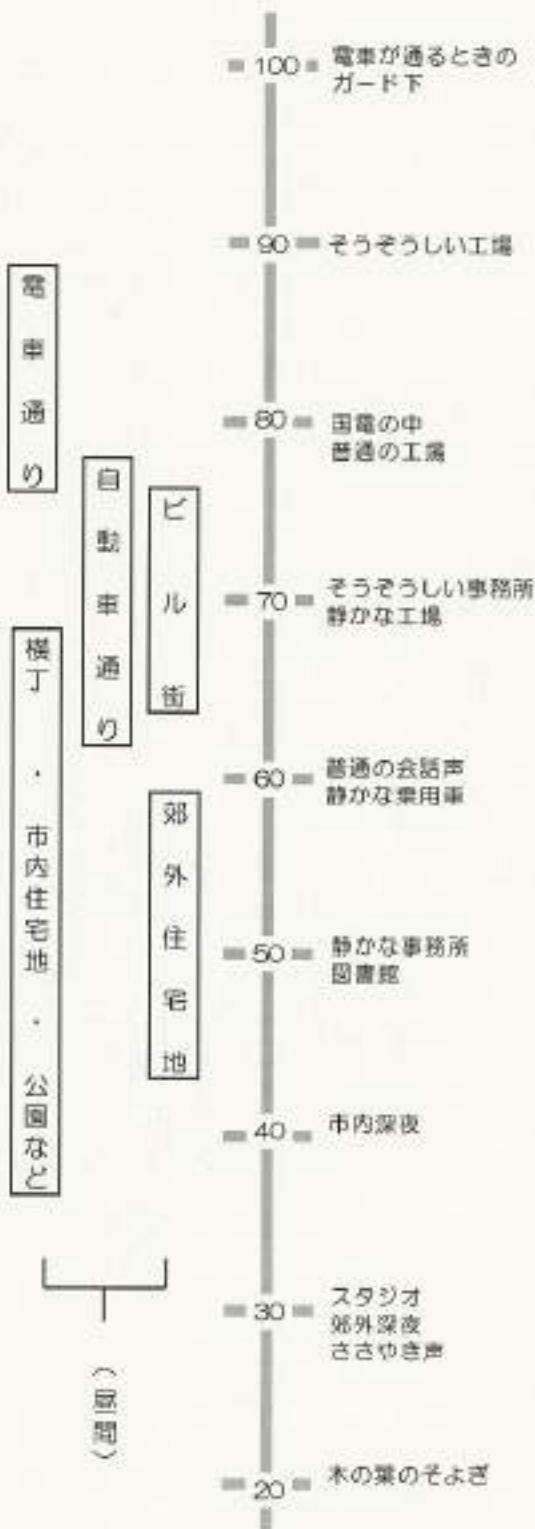
●騒音

一般に「ない方がよい音」「好ましくない音」といわれており、主観的要素が多分に含まれており、騒音の影響は、その音の性質、行っている作業内容、生活環境、年令、性格、心理状態などによって大きく作用される。例えば、ある人にとては楽しい音楽でも嫌いな人には騒音に聞こえる。

工場騒音、交通騒音、航空機騒音などがあり、住民から苦情件数では、公害問題のトップになっている。騒音による被害としては、聴力障害、正常の活動を低下させること、なかには、高血圧などの人体障害まで引き起こしている。45dB程度で安眠の妨害、60dBで会話の妨害、80dBで聴力損失がそれぞれ生じる限界であり、120dBは音として聞きとれる限界であるとされている。

●騒音レベル

人間の耳と同様な聽感補正回路を組み込んだ騒音計（JIS.C1520に定める普通騒音計）で計った値であり、騒音の大きさを表わす単位で、dBで表わす。また、通常の人間が聞きうる最小の音を0dBとし、耳に痛みを感じる音を130dBとするとき、この間の感覚等分することにより決められた値である。



●振動

物体がある一点を中心に、ある周期をもってゆれ動くことであるが、この動きによって人の生活等が阻害されることを振動による公害といふ。従って、公害を発生させる振動は「不快な振動」「好ましくない振動」という。

発生源別に大別すれば、工場振動、建設振動、交通振動の3つである。工場振動は、コンプレッサー、圧延機械、鍛造機械、プレス機械、シャーリングマシン、合成樹脂加工機械等の工場機械から発生する。

建設工事の施工に伴って発生する振動の発生源のおもなものは、基礎杭打作業、土留杭打ち作業、矢板の打抜作業、地盤改良工事、重車両の運行、発破作業、鋼球による解体作業等である。

交通振動としては、自動車や列車等の交通機関の運行に伴う振動である。

●振動レベル

公害振動の計量単位で、人間に対する振動感覚の周波数特性に基づき、振動加速度レベルに補正を加えたもので、 5 Hz 、 10^{-5} m/s^2 を基準に定められた値で、dB(デシベル)で表わす。

●暗騒音(暗振動)

ある場所において特定の音(振動)を対象として考える場合に対象の音(振動)がないとき、その場所における騒音(振動)を対象の音に対し暗騒音(暗振動)といふ。

●TOD

Total Oxygen Demand、全酸素消費量の略称である。TODは水質汚濁の原因となる有機物として、炭素化合物の他に硫黄や窒素化合物も含め、水中の被酸化性物質(還元性物質)を完全に燃焼させ、このときに消費された酸素量を総酸素消費量として取り出したものである。

●TOC

Total Organic Carbon、全有機体炭素の略称である。TOCは水中に存在する有機体中の炭素量を直接分析することによって、その汚濁状況を把握するものである。

